

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>総則編</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 旭川市</p>	<p>総則編</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 旭川市</p>	
<p>(略)</p> <p>(7) 避難の<u>指示</u>、誘導及び収容に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>第4 指定地方行政機関</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 避難の勧告、<u>指示</u>、誘導及び収容に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>第4 指定地方行政機関</p>	<p>(総-5) 災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>(5) 市が行う<u>避難指示等</u>の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援及び協力をを行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 市民、事業所等の責務</p> <p>(略)</p> <p>第1 市民</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 市が行う<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援及び協力をを行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 市民、事業所等の責務</p> <p>(略)</p> <p>第1 市民</p>	<p>(総-6) 災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
<p>市民は、<u>行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。このため、</u>平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。</p> <p>また、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。</p>	<p>市民は、<u>旭川市における災害による被害の拡大防止や軽減を図るため、</u>平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。</p> <p>また、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。</p>	<p>(総-10) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考								
<p>■市民の責務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平常時</th> <th>災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分, 推奨1週間分」の食料, 飲料水, 携帯トイレ, トイレ用紙, 電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄, 救急用品, モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ <u>自動車へのこまめな満タン給油</u> ○ <u>自宅等の暖房・給湯用燃料の確保</u> ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等, 地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練, 研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄, ケージ等の準備 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3 事業所</p>	平常時	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分, 推奨1週間分」の食料, 飲料水, 携帯トイレ, トイレ用紙, 電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄, 救急用品, モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ <u>自動車へのこまめな満タン給油</u> ○ <u>自宅等の暖房・給湯用燃料の確保</u> ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等, 地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練, 研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄, ケージ等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 	<p>■市民の責務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平常時</th> <th>災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分, 推奨1週間分」の食料, 飲料水, 携帯トイレ, トイレ用紙, 電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄, 救急用品, モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等, 地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練, 研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄, ケージ等の準備 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3 事業所</p>	平常時	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分, 推奨1週間分」の食料, 飲料水, 携帯トイレ, トイレ用紙, 電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄, 救急用品, モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等, 地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練, 研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄, ケージ等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 	<p>(総-10)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(総-11)</p>
平常時	災害時									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分, 推奨1週間分」の食料, 飲料水, 携帯トイレ, トイレ用紙, 電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄, 救急用品, モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ <u>自動車へのこまめな満タン給油</u> ○ <u>自宅等の暖房・給湯用燃料の確保</u> ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等, 地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練, 研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄, ケージ等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 									
平常時	災害時									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分, 推奨1週間分」の食料, 飲料水, 携帯トイレ, トイレ用紙, 電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄, 救急用品, モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等, 地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練, 研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄, ケージ等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 									
<p>事業所は, 日常的に災害の発生に備える意識を高め, 自ら防災対策を実施しなければならない。このため, 従業員や施設利用者の安全確保, 二次災害の防止, 事業継続, 地域への貢献, 地域との共生等, 事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し, 市, 防災関係機関, 自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど, 防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p><u>また, 旭川商工会議所及びあさひかわ商工会は, 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため, 本市と連携して, 事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>震災対策編 第1章 災害予防計画 第1節 災害に強い都市づくり</p> <p>(略)</p> <p>第5 街角危険物の除去</p>	<p>事業所は, 日常的に災害の発生に備える意識を高め, 自ら防災対策を実施しなければならない。このため, 従業員や施設利用者の安全確保, 二次災害の防止, 事業継続, 地域への貢献, 地域との共生等, 事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し, 市, 防災関係機関, 自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど, 防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>震災対策編 第1章 災害予防計画 第1節 災害に強い都市づくり</p> <p>(略)</p> <p>第5 街角危険物の除去</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>								
<p>◇現状と方針</p> <p>(略)</p> <p>■落下物対策の推進 防火地域を中心とした地域における地上3階以上の建築物の窓ガラス, 外装材, 屋外広告物等を把握し, 所有者又は管理者に対して改善指導等必要な措置を図る。</p> <p>■ブロック塀等の倒壊防止 <u>地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため, 市街地で主要道路やスクールゾーンに面する既存ブロック塀等については, 建築パトロールなどを通じて, 点検・補強の推進に努め, 安全性を確保する。</u></p>	<p>◇現状と方針</p> <p>(略)</p> <p>■落下物対策の推進 防火地域を中心とした地域における地上3階以上の建築物の窓ガラス, 外装材, 屋外広告物等を把握し, 所有者又は管理者に対して改善指導等必要な措置を図る。</p>	<p>(震-4)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(震-4)</p>								

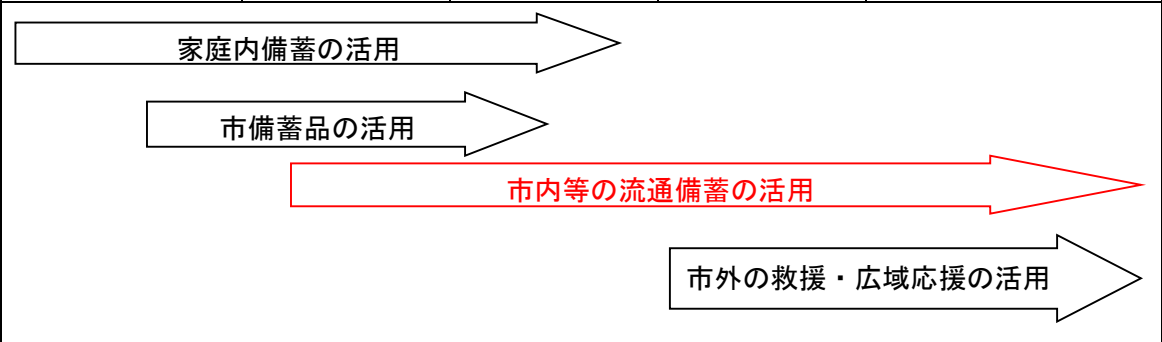
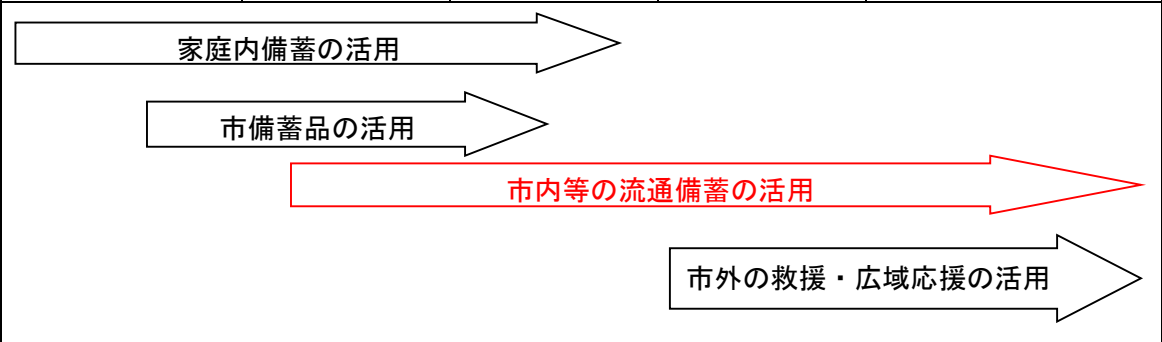
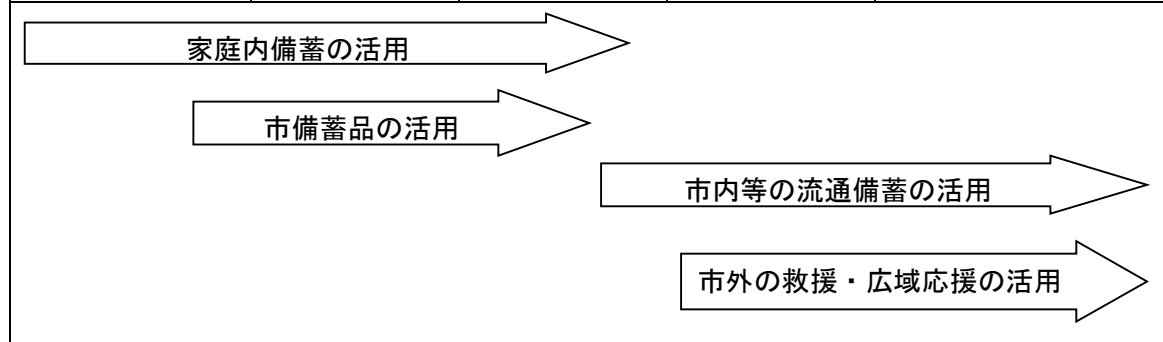
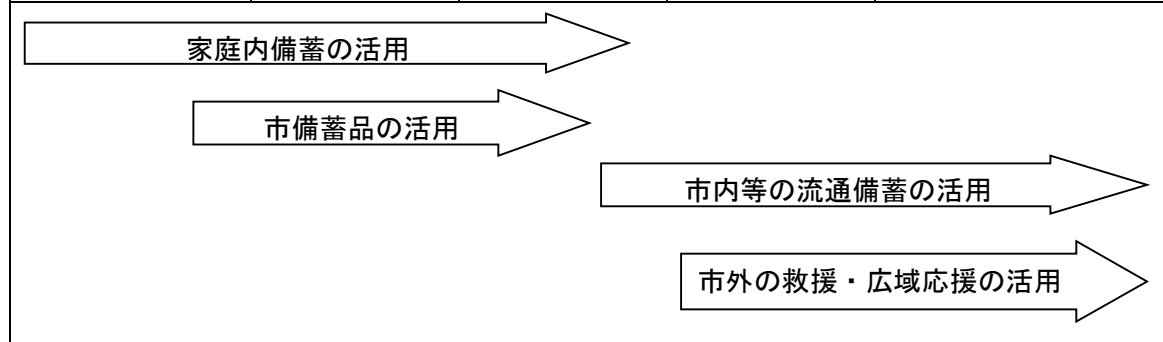
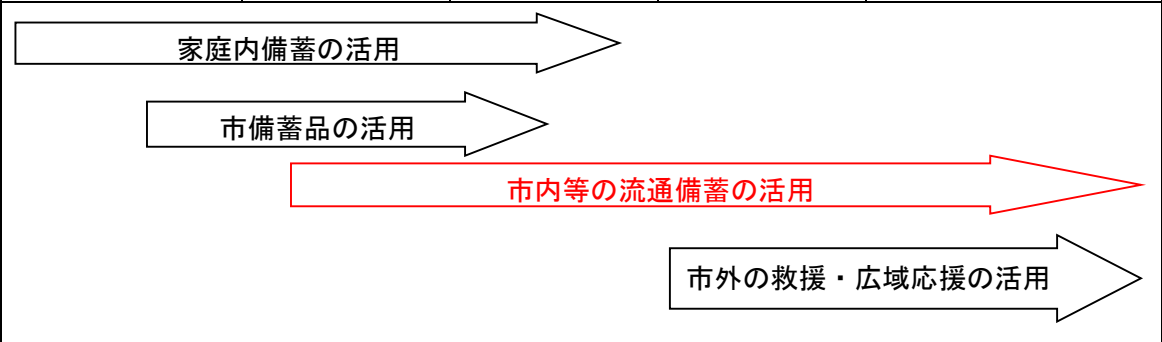
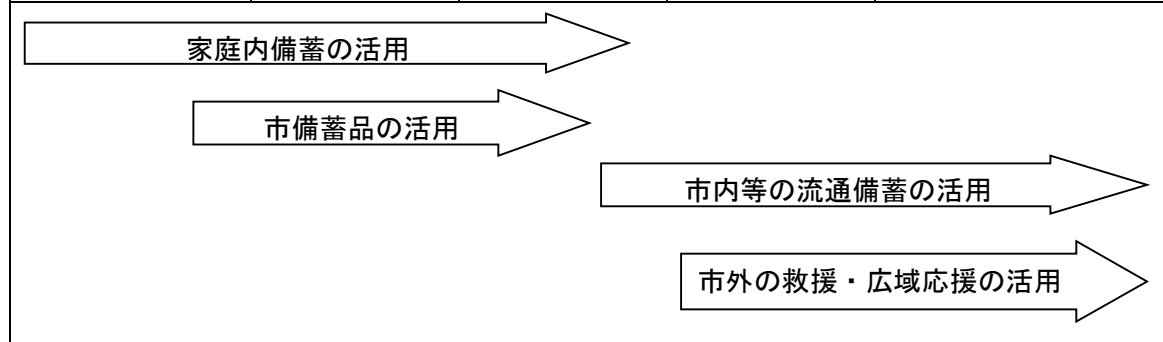
旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																				
<p>第6 上下水道施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>■下水道施設のバックアップ化 災害時ににおいても機能を確保するため、河川横断管のバイパス化を検討するなど、バックアップ機能を充実する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害防止対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>第1 土砂災害対策の推進</p> <p>◇現状と方針</p> <p>市内には、法指定の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等があり、その他にも地すべり危険箇所、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多数指定されているため、住民の避難体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害に強い組織・人の形成</p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="130 1024 1308 1184"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災体制の整備</td> <td>防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校</td> </tr> <tr> <td>第2 自主防災活動の推進</td> <td>防災課、予防指導課、市民安心課</td> </tr> <tr> <td>第3 防災訓練の実施</td> <td>各部</td> </tr> <tr> <td>第4 防災知識の普及</td> <td>各部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第1 防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>■防災関係機関との連携 本市に係る防災に関する方針や各機関との連携を図るため、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災会議の定期的開催 ○ 市と他機関との連携についての協議 ○ 防災講習会等における協力(水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の派遣等) <p>第2 自主防災活動の推進</p> <p>(略)</p> <p>■事業継続計画(BCP)等の策定 各事業所は、災害による被害を軽減するため、事業継続計画(BCP)を策定する。また、災害発生時に職員が迅速かつ適切に行動できるよう、行動マニュアルを作成する。 旭川商工会議所及びあさひかわ商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、本市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p>	項目	担当	第1 防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校	第2 自主防災活動の推進	防災課、予防指導課、市民安心課	第3 防災訓練の実施	各部	第4 防災知識の普及	各部	<p>第6 上下水道施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>■下水道施設のバックアップ化 災害時に備え、幹線管渠のループ化や亀吉雨水ポンプ場を活用したバックアップ機能を充実する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害防止対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>第1 土砂災害対策の推進</p> <p>◇現状と方針</p> <p>市内には、法指定の急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域、土砂災害警戒区域等があり、その他にも危険箇所及び土石流危険渓流が多数指定されているため地震の揺れによる崩壊防止対策を推進する。また、住民の避難体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害に強い組織・人の形成</p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="1368 1024 2546 1184"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災体制の整備</td> <td>防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校</td> </tr> <tr> <td>第2 自主防災活動の推進</td> <td>防災課、予防指導課、市民安心課</td> </tr> <tr> <td>第3 防災訓練の実施</td> <td>各部</td> </tr> <tr> <td>第4 防災知識の普及</td> <td>防災課、予防指導課、市民安心課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第1 防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>■防災関係機関との連携 本市に係る防災に関する方針や各機関との連携を図るため、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災会議の定期的開催 ○ 市と他機関との連携についての協議 <p>第2 自主防災活動の推進</p> <p>(略)</p> <p>■事業継続計画(BCP)等の策定 各事業所は、災害による被害を軽減するため、事業継続計画(BCP)を策定する。また、災害発生時に職員が迅速かつ適切に行動できるよう、行動マニュアルを作成する。</p>	項目	担当	第1 防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校	第2 自主防災活動の推進	防災課、予防指導課、市民安心課	第3 防災訓練の実施	各部	第4 防災知識の普及	防災課、予防指導課、市民安心課	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(震-5) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(震-8) 下記第4の修正内容等を踏まえ、実情に合わせた修正</p> <p>(震-9) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(震-10) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
項目	担当																					
第1 防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校																					
第2 自主防災活動の推進	防災課、予防指導課、市民安心課																					
第3 防災訓練の実施	各部																					
第4 防災知識の普及	各部																					
項目	担当																					
第1 防災体制の整備	防災課、各施設、保育所等、幼稚園、学校																					
第2 自主防災活動の推進	防災課、予防指導課、市民安心課																					
第3 防災訓練の実施	各部																					
第4 防災知識の普及	防災課、予防指導課、市民安心課																					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>第3 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>■保育所等、幼稚園及び学校の防災訓練 保育所等や幼稚園及び学校は、災害発生時に適切な行動がとれるよう実践的な防災訓練を実施する。特に、水害・土砂災害のリスクがある保育所等や幼稚園及び学校においては、避難確保計画に基づき避難訓練・防災教育を実施する。 <u>市は、保育所等や幼稚園及び学校において地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>■防災広報の推進 市民、事業所等に防災知識を普及するために、防災広報を推進する。広報の内容は次のとおりである。 ○ 地震・津波に対する心得、一般知識 ○ 3日分以上の備蓄、医薬品、ペット用品等の準備 ○ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止 ○ 災害情報の正確な入手方法 ○ 出火の防止及び初期消火の心得 ○ 救出・救護に関する事項 ○ <u>避難情報の意味と内容の周知</u> ○ 避難場所、避難路、避難方法等避難対策に関する事項 ○ <u>液化化被害の危険性を示したハザードマップの公表</u> ○ 避難行動要支援者への配慮事項等 ○ <u>大規模盛土造成地マップの公表</u></p> <p>また、広報手段は次のとおりである。 ○ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等の利用 ○ 広報紙及び広報車両の利用 ○ 映画、ビデオ等による普及 ○ パンフレット等の作成及び配布 ○ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>■避難行動要支援者の避難支援の普及啓発 地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう、避難行動要支援者の避難支援について普及啓発する。 <u>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</u> ○ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の普及啓発</p> <p>(略)</p> <p>【参考】 災害時における地図製品等の供給に関する協定</p> <p>(略)</p> <p>第5節 避難環境の整備</p>	<p>第3 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>■保育所等、幼稚園及び学校の防災訓練 保育所等や幼稚園及び学校は、災害発生時に適切な行動がとれるよう避難等の防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>■防災広報の推進 市民、事業所等に防災知識を普及するために、防災広報を推進する。広報の内容は次のとおりである。 ○ 地震・津波に対する心得、一般知識 ○ 3日分以上の備蓄、医薬品、ペット用品等の準備 ○ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止 ○ 災害情報の正確な入手方法 ○ 出火の防止及び初期消火の心得 ○ 救出・救護に関する事項</p> <p>○ 避難場所、避難路、避難方法等避難対策に関する事項</p> <p>○ 避難行動要支援者への配慮事項等</p> <p>また、広報手段は次のとおりである。 ○ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等の利用 ○ 広報紙及び広報車両の利用 ○ 映画、ビデオ等による普及 ○ パンフレット等の作成及び配布 ○ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>■避難行動要支援者の避難支援の普及啓発 地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう、避難行動要支援者の避難支援について普及啓発する。</p> <p>○ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の普及啓発</p> <p>(略)</p> <p>【参考】 <u>防災啓発情報等に関する協定</u> 災害時における地図製品等の供給に関する協定</p> <p>(略)</p> <p>第5節 避難環境の整備</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(震－11)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(震－12)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>協定解除 (R3.3.31)</p> <p>(震－18)</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

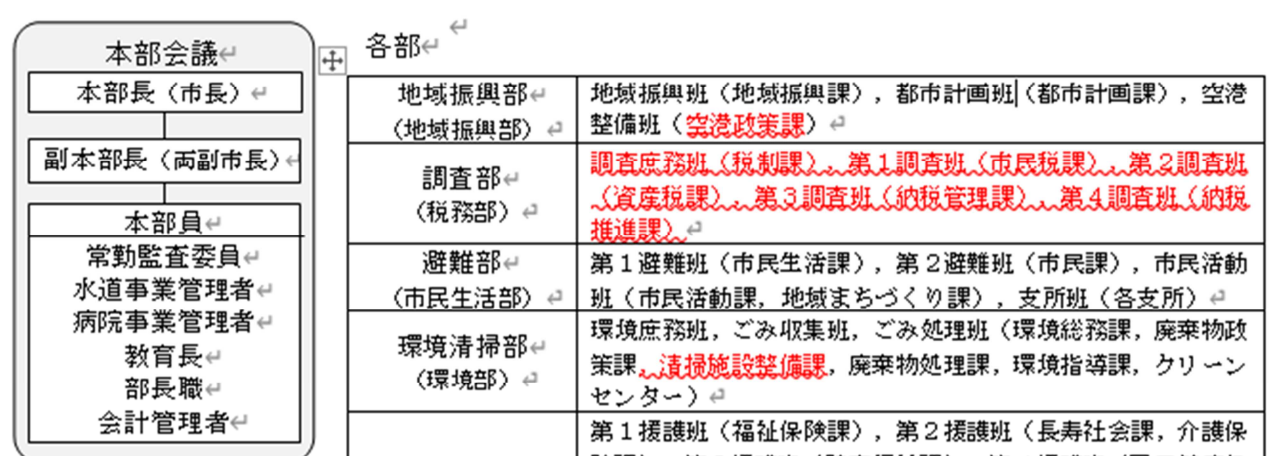
旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																				
<p>(略)</p> <p>■市の防災体制の整備 市は、避難に関する業務を推進するため、防災体制の構築に努めるとともに、<u>避難情報</u>を発令するための判断や伝達の具体的な基準等を策定し、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため<u>高齢者等避難・避難指示</u>等の意味と内容について、日頃から周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 応急対策のための環境整備</p> <p>(略)</p> <p>第5 物資供給体制の整備</p>	<p>(略)</p> <p>■市の防災体制の整備 市は、避難に関する業務を推進するため、防災体制の構築に努めるとともに、<u>避難勧告等の避難情報</u>を発令するための判断や伝達の具体的な基準等を策定し、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため<u>避難勧告</u>等の意味と内容について、日頃から周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 応急対策のための環境整備</p> <p>(略)</p> <p>第5 物資供給体制の整備</p>	<p>(震-21)</p>																				
<p>◇現状と方針</p> <p>災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難な被災者に、食料、生活必需品等を供給する必要がある。 本市では、これに備えて必要な物資の備蓄に努めるほか、大手スーパー等との協定締結による流通備蓄の活用など、今後も必要に応じた体制整備を推進する。 <u>また、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。</u></p> <p>■協定の締結推進 物資の供給体制を強化するために、協定締結業者との連携や、新たな機関、団体等と協定を締結する。 <u>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、協定締結業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>■物資供給の方針</p> <table border="1" data-bbox="133 1136 1219 1230"> <thead> <tr> <th>災害発生</th> <th>2日目</th> <th>3日目</th> <th>4日目</th> <th>5日目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">  </td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 備蓄体制の整備</p>	災害発生	2日目	3日目	4日目	5日目以降						<p>◇現状と方針</p> <p>災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難な被災者に、食料、生活必需品等を供給する必要がある。 本市では、これに備えて必要な物資の備蓄に努めるほか、大手スーパー等との協定締結による流通備蓄の活用など、今後も必要に応じた体制整備を推進する。</p> <p>■協定の締結推進 物資の供給体制を強化するために、協定締結業者との連携や、新たな機関、団体等と協定を締結する。</p> <p>■物資供給の方針</p> <table border="1" data-bbox="1362 1136 2448 1230"> <thead> <tr> <th>災害発生</th> <th>2日目</th> <th>3日目</th> <th>4日目</th> <th>5日目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">  </td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 備蓄体制の整備</p>	災害発生	2日目	3日目	4日目	5日目以降						<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(震-22) 下記「備蓄体制の整備」及び備蓄計画の改訂に伴う修正</p>
災害発生	2日目	3日目	4日目	5日目以降																		
																						
災害発生	2日目	3日目	4日目	5日目以降																		
																						
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(震-22)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>																				

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>■市の備蓄の推進 現在，学校等に備蓄庫を設置し，アルファ化米，毛布，暖房器具，非常用発電機，<u>マスク</u>等を備蓄している。今後も引き続き備蓄の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄食料及び物資の充実 ○ 学校（避難所），総合防災センター，支所等への分散備蓄 ○ 乳幼児やアレルギーの方に配慮した備蓄 ○ <u>感染症対策を踏まえた備蓄</u> ○ <u>備蓄が困難な物資については，民間事業者との災害協定による流通在庫物資の充実</u> <p>第7 応援（受援）体制の整備</p>	<p>■市の備蓄の推進 現在，学校等に備蓄庫を設置し，アルファ化米，毛布，暖房器具，非常用発電機等を備蓄している。今後も引き続き備蓄の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄食料及び物資の充実 ○ 学校（避難所），総合防災センター，支所等への分散備蓄 ○ 乳幼児やアレルギーの方に配慮した備蓄 <p>第7 応援（受援）体制の整備</p>	<p>（震－23）</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>（略）</p> <p>■受援体制の整備 災害時に自治体や消防機関の応援を<u>受け入れる</u>ため，あらかじめ，集結地の選定，連絡方法，庁内調整等の受入れ体制を検討する。</p> <p><u>なお，道との訓練等を通じて，応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて，活用方法の習熟，発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>災害時受援計画の見直し</u> <p>（略）</p> <p>第7節 要配慮者対策のための環境整備</p>	<p>（略）</p> <p>■受援体制の整備 災害時に自治体や消防機関の応援を受入れるため，あらかじめ，集結地の選定，連絡方法，庁内調整等の受入れ体制を検討する。</p> <p>（略）</p> <p>第7節 要配慮者対策のための環境整備</p>	<p>（震－25）</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>（略）</p> <p>第1 要配慮者への街づくり対策</p>	<p>（略）</p> <p>第1 要配慮者への街づくり対策</p>	
<p>（略）</p> <p>■福祉避難所の選定 避難生活の長期化に備え，要配慮者の生活環境を確保するため，<u>民間事業者と協定を締結するなど</u>，あらかじめ福祉避難所の設置場所を選定する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 要配慮者利用施設の対策</p>	<p>（略）</p> <p>■福祉避難所の選定 避難生活の長期化に備え，要配慮者の生活環境を確保するため，あらかじめ福祉避難所の設置場所を選定する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 要配慮者利用施設の対策</p>	<p>（震－28）</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>（略）</p> <p>■災害時の生活確保 各施設において，<u>電気・水道等の供給停止に備えて，施設入所者が最低限度に生活維持に必要な食料，飲料水，医薬品等の備蓄に努めるとともに，施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。特に，病院，要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は，発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>■要配慮者利用施設とは</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム），介護老人保健施設，介護療養型医療施設，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型介護老人福祉施設</p> </div>	<p>（略）</p> <p>■災害時の生活確保 各施設において，<u>食料や物資の備蓄などを整備し，災害時の生活の確保を行う。</u></p> <p>■要配慮者利用施設とは</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム），介護老人保健施設，介護療養型医療施設，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型介護老人福祉施設</p> </div>	<p>（震－29）</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																												
<p>入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等）、障害児（者）施設（障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設）、保育所（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所）、幼稚園、<u>小学校</u>、<u>中学校</u>、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）、病院、診療所（有床に限る。）及び助産所など</p>	<p>入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等）、障害児（者）施設（障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設）、保育所（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所）、幼稚園、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）、病院、診療所（有床に限る。）及び助産所など</p>																													
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(震－37)</p>																												
<p>第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急体制の確立</p>	<p>第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急体制の確立</p>																													
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>組織変更等に伴う修正</p>																												
<p>第5 事務分掌</p>	<p>第5 事務分掌</p>																													
<p>(略)</p> <p>■市災对本部の組織図</p> 	<p>(略)</p> <p>■市災对本部の組織図</p> 	<p>(震－39)</p> <p>組織変更等に伴う修正</p>																												
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																													
<p>■災害対策の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="133 1438 1335 1501"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名（平常時の課）</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域振興部（地域振興部）</td> <td>地域振興班（地域振興課）</td> <td>1 部内の総括に関すること。 2 部内各班の調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市計画班（都市計画課）</td> <td>1 危険区域の巡視に関すること。 2 被災宅地の危険度判定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>空港整備班（<u>空港政策課</u>）</td> <td>1 空港の被害調査及び応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調査部（税務部）</td> <td><u>調査庶務班（税制課）</u></td> <td><u>1 部内の総括に関すること。</u> <u>2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。</u> <u>3 り災台帳の作成に関すること。</u> <u>4 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。</u></td> </tr> <tr> <td>第1調査班（<u>市民税課</u>）</td> <td><u>1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。</u> <u>2 り災台帳の作成に関すること。</u> <u>3 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	班名（平常時の課）	事務分掌	地域振興部（地域振興部）	地域振興班（地域振興課）	1 部内の総括に関すること。 2 部内各班の調整に関すること。	都市計画班（都市計画課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 被災宅地の危険度判定に関すること。	空港整備班（ <u>空港政策課</u> ）	1 空港の被害調査及び応急対策に関すること。	調査部（税務部）	<u>調査庶務班（税制課）</u>	<u>1 部内の総括に関すること。</u> <u>2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。</u> <u>3 り災台帳の作成に関すること。</u> <u>4 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。</u>	第1調査班（ <u>市民税課</u> ）	<u>1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。</u> <u>2 り災台帳の作成に関すること。</u> <u>3 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。</u>	<p>■災害対策の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1380 1438 2567 1501"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名（平常時の課）</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域振興部（地域振興部）</td> <td>地域振興班（地域振興課）</td> <td>1 部内の総括に関すること。 2 部内各班の調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市計画班（都市計画課）</td> <td>1 危険区域の巡視に関すること。 2 被災宅地の危険度判定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>空港整備班（<u>空港事務所</u>）</td> <td>1 空港の被害調査及び応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調査部（税務部）</td> <td>第1調査班（<u>税制課</u>）</td> <td><u>1 部内の総括に関すること。</u> <u>2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。</u> <u>3 り災台帳の作成に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	班名（平常時の課）	事務分掌	地域振興部（地域振興部）	地域振興班（地域振興課）	1 部内の総括に関すること。 2 部内各班の調整に関すること。	都市計画班（都市計画課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 被災宅地の危険度判定に関すること。	空港整備班（ <u>空港事務所</u> ）	1 空港の被害調査及び応急対策に関すること。	調査部（税務部）	第1調査班（ <u>税制課</u> ）	<u>1 部内の総括に関すること。</u> <u>2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。</u> <u>3 り災台帳の作成に関すること。</u>	
部	班名（平常時の課）	事務分掌																												
地域振興部（地域振興部）	地域振興班（地域振興課）	1 部内の総括に関すること。 2 部内各班の調整に関すること。																												
	都市計画班（都市計画課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 被災宅地の危険度判定に関すること。																												
	空港整備班（ <u>空港政策課</u> ）	1 空港の被害調査及び応急対策に関すること。																												
調査部（税務部）	<u>調査庶務班（税制課）</u>	<u>1 部内の総括に関すること。</u> <u>2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。</u> <u>3 り災台帳の作成に関すること。</u> <u>4 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。</u>																												
	第1調査班（ <u>市民税課</u> ）	<u>1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。</u> <u>2 り災台帳の作成に関すること。</u> <u>3 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。</u>																												
部	班名（平常時の課）	事務分掌																												
地域振興部（地域振興部）	地域振興班（地域振興課）	1 部内の総括に関すること。 2 部内各班の調整に関すること。																												
	都市計画班（都市計画課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 被災宅地の危険度判定に関すること。																												
	空港整備班（ <u>空港事務所</u> ）	1 空港の被害調査及び応急対策に関すること。																												
調査部（税務部）	第1調査班（ <u>税制課</u> ）	<u>1 部内の総括に関すること。</u> <u>2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。</u> <u>3 り災台帳の作成に関すること。</u>																												
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																												

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考	
	第2調査班 <u>(資産税課)</u>	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 り災台帳の作成に関する事。 <u>3 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。</u>		第2調査班 <u>(市民税課)</u>	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 り災台帳の作成に関する事。		
	第3調査班 <u>(納税管理課)</u>	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 り災台帳の作成に関する事。 <u>3 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。</u>		第3調査班 <u>(資産税課)</u>	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 り災台帳の作成に関する事。		
	第4調査班 <u>(納税推進課)</u>	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 り災台帳の作成に関する事。 <u>3 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。</u>		第4調査班 <u>(納税管理課, 納税推進課)</u>	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 り災台帳の作成に関する事。		
(略)			(略)				
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班 (環境総務課, 廃棄物政策課, <u>清掃施設整備課</u> , 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	1 部内の総括に関する事。 2 災害廃棄物(し尿を含む。)の処理方法に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する事。		環境庶務班 (環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	1 部内の総括に関する事。 2 災害廃棄物(し尿を含む。)の処理方法に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する事。		(震-41)
	ごみ収集班 (廃棄物処理課, クリーンセンター)	1 災害廃棄物(し尿を含む。)の収集運搬に関する事。		ごみ収集班 (廃棄物処理課, クリーンセンター)	1 災害廃棄物(し尿を含む。)の収集運搬に関する事。		組織変更等に伴う修正
	ごみ処理班 (廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	1 災害廃棄物(し尿を含む。)の処理に関する事。		ごみ処理班 (廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	1 災害廃棄物(し尿を含む。)の処理に関する事。		(震-45, 46)
(略)			(略)				
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班 (子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	1 部内の総括に関する事。 2 応急保育に関する事。 3 園児の安否確認及び保護に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 6 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 <u>7 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。</u>		子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班 (子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)		北海道地域防災計画の修正に伴う修正(気象庁の資料と文言の整合を図る)
(略)			(略)				
第2節 情報の収集・伝達			第2節 情報の収集・伝達				
(略)			(略)				
第1 地震関連情報の収集・伝達			第1 地震関連情報の収集・伝達				
(略)			(略)				
■地震関連情報の種類			■地震関連情報の種類				
種類	発表基準	内容	種類	内容			
地震動警報 <u>「緊急地震速報(警報)」</u>	—	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。最大震度6弱以上は特別警報に位置づけられている。	地震動警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。最大震度6弱以上は特別警報に位置づけられている。			
地震動予報 <u>「緊急地震速報(予報)」</u>	—	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、高度利用者向けに発表する。	地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、高度利用者向けに発表する。			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	震度速報※	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を公表する。		(震-47)
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を公表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表。	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表する。		
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を公表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表。	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を公表する。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を公表する。		
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発表回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。	各地の震度に関する情報	震度観測点で震度1以上を観測した場合に観測地点名のほか、地震の発生場所(震源)や地震の規模(マグニチュード)を公表する。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表する。		
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を公表。	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表する。		
推計震度分布図(気象庁発表)	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	推計震度分布図(気象庁発表)	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。		
地震解説資料(旭川地方気象台発表)		旭川地方気象台は、地震の概況、地震に関する詳細な情報、過去の地震活動の状況などをまとめた解説資料を作成し、防災機関へ配布。	地震解説資料(旭川地方気象台発表)	旭川地方気象台は、地震の概況、地震に関する詳細な情報、過去の地震活動の状況などをまとめた解説資料を作成し、防災機関へ配布する。		
(略)			(略)			組織変更等に伴う修正
第2 被害情報の収集・調査・報告			第2 被害情報の収集・調査・報告			
(略)			(略)			(震-47)
2 災害情報等の収集・整理 (1) 被害状況の調査 調査部は、被害調査チームを編成し、家屋の倒壊等市街地の被害状況を巡視する。			2 災害情報等の収集・整理 (1) 被害状況の調査 第1～4調査班は、被害調査チームを編成し、家屋の倒壊等市街地の被害状況を巡視する。			
(略)			(略)			組織変更等に伴う修正
3 被害調査 (略)			3 被害調査 (略)			
■部門別調査の担当及び対象			■部門別調査の担当及び対象			
調査担当部	調査担当班	調査対象	調査担当部	調査担当班	調査対象	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考																																							
調査部	<u>調査庶務班</u> , 第1～ 第4調査班	住家及び当該住家の居住者に係る人的被害		調査部	第1～第4調査班	住家及び当該住家の居住者に係る人的被害		(震-51)																																							
(略)				(略)				組織変更等に伴う 修正																																							
第3節 災害広報・広聴活動 ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">目</th> <th rowspan="2">担 当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1</td> <td>1 災害時の広報</td> <td>消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 避難所における広報</td> <td>広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～ 6教育班, 第2～4特命 班, 会計班, <u>調査庶務班</u>, <u>第1～4調査班</u>, <u>子育て支 援班</u></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項	目	担 当	活動期			初動	応急	復旧	第1	1 災害時の広報	消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班	○	○	○	2 避難所における広報	広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～ 6教育班, 第2～4特命 班, 会計班, <u>調査庶務班</u> , <u>第1～4調査班</u> , <u>子育て支 援班</u>		○		第3節 災害広報・広聴活動 ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">目</th> <th rowspan="2">担 当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1</td> <td>1 災害時の広報</td> <td>消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 避難所における広報</td> <td>広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～ 6教育班, 第2～4特命 班, 会計班</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項	目	担 当	活動期			初動	応急	復旧	第1	1 災害時の広報	消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班	○	○	○	2 避難所における広報	広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～ 6教育班, 第2～4特命 班, 会計班		○	
項	目	担 当	活動期																																												
			初動	応急	復旧																																										
第1	1 災害時の広報	消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班	○	○	○																																										
	2 避難所における広報	広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～ 6教育班, 第2～4特命 班, 会計班, <u>調査庶務班</u> , <u>第1～4調査班</u> , <u>子育て支 援班</u>		○																																											
項	目	担 当	活動期																																												
			初動	応急	復旧																																										
第1	1 災害時の広報	消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班	○	○	○																																										
	2 避難所における広報	広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～ 6教育班, 第2～4特命 班, 会計班		○																																											
(略)				(略)				(震-52)																																							
第1 災害広報活動				第1 災害広報活動				組織変更等に伴う 修正																																							
(略)				(略)																																											
2 避難所における広報 広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, <u>調 査庶務班</u> , <u>第1～4調査班</u> 及び <u>子育て支援班</u> は, 避難所にて避難者への広報を行う。広報に当たっ ては, 市災対本部各部との調整を行い, 情報の混乱が生じないようにする。避難が長期にわたる場 合は, 避難者で組織する運営委員会, ボランティアと協力する。なお, 障害者, 高齢者等情報の入 手が困難な避難者に十分配慮する。				2 避難所における広報 広報班及び都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班及び会計班 は, 避難所にて避難者への広報を行う。広報に当たっては, 市災対本部各部との調整を行い, 情報 の混乱が生じないようにする。避難が長期にわたる場合は, 避難者で組織する運営委員会, ボラン ティアと協力する。なお, 障害者, 高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。																																											
(略)				(略)				組織変更等に伴う 修正																																							
第5節 救助・救急・消火				第5節 救助・救急・消火																																											
(略)				(略)																																											
第1 消火活動				第1 消火活動				(震災-64) 災害対策基本法の 改正に伴う修正																																							
(略)				(略)																																											
(2) 市災対本部の活動 市災対本部の各関係部は, 消防部が行う活動と連携して, 次のような活動を行う。 ■市災対本部の活動				(2) 市災対本部の活動 市災対本部の各関係部は, 消防部が行う活動と連携して, 次のような活動を行う。 ■市災対本部の活動																																											

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新		旧		備考																																																						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の発生状況及び避難の広報 ○ 避難指示等及び避難誘導 ○ 避難所の開設及び受入れ ○ 避難者への食料，生活必需品等の供給 ○ 交通規制（警察署との連携） 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の発生状況及び避難の広報 ○ 避難勧告及び避難誘導 ○ 避難所の開設及び受入れ ○ 避難者への食料，生活必需品等の供給 ○ 交通規制（警察署との連携） 																																																								
(略)		(略)		(震災－65)																																																						
第3 消防への要請		第3 消防への要請		実情に合わせた修正																																																						
(略)		(略)																																																								
2 受入れ体制 消防の応援部隊受入れ予定場所は，総合防災センターの駐車場とする。ヘリポートは総合防災センターのヘリポートを使用する。		2 受入れ体制 消防の応援部隊受入れ予定場所は，総合防災センターの駐車場とする。ヘリポートは総合防災センターのものに加え，旭川ドリームスタジアムのグラウンドを使用する。		(震－71)																																																						
(略)		(略)																																																								
第7節 避難		第7節 避難		組織変更等に伴う修正																																																						
■対策の体系		■対策の体系																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1 避難活動</td> <td>1 地震における避難の基本</td> <td>—</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難情報の発令等</td> <td>防災班，消防部，広報班，都市交流班</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導</td> <td>消防団，支所班，第2，3，5～9 援護班，施設管理者，自主防災組織</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 警戒区域の設定</td> <td>消防部，消防団</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 避難所の開設・廃止</td> <td>1 避難所の開設</td> <td>防災班，第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，施設管理者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設の広報</td> <td>広報班，都市交流班</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 避難者の受入れ</td> <td>第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の統合・廃止</td> <td>第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3 避難所の運営</td> <td>1 避難所運営体制</td> <td>第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，自主防災組織</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 食料・物資の供給</td> <td>第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，食料物資部</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	活動期			初動	応急	復旧	第1 避難活動	1 地震における避難の基本	—	○		2 避難情報の発令等	防災班，消防部，広報班，都市交流班	○		3 避難誘導	消防団，支所班，第2，3，5～9 援護班，施設管理者，自主防災組織	○		4 警戒区域の設定	消防部，消防団	○	○	第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班，第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，施設管理者	○		2 避難所開設の広報	広報班，都市交流班	○		3 避難者の受入れ	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班		○	4 避難所の統合・廃止	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班			○	第3 避難所の運営	1 避難所運営体制	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，自主防災組織			○	2 食料・物資の供給	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，食料物資部			○			
項目	担当			活動期																																																						
		初動	応急	復旧																																																						
第1 避難活動	1 地震における避難の基本	—	○																																																							
	2 避難情報の発令等	防災班，消防部，広報班，都市交流班	○																																																							
	3 避難誘導	消防団，支所班，第2，3，5～9 援護班，施設管理者，自主防災組織	○																																																							
	4 警戒区域の設定	消防部，消防団	○	○																																																						
第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班，第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，施設管理者	○																																																							
	2 避難所開設の広報	広報班，都市交流班	○																																																							
	3 避難者の受入れ	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班		○																																																						
	4 避難所の統合・廃止	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班			○																																																					
第3 避難所の運営	1 避難所運営体制	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，自主防災組織			○																																																					
	2 食料・物資の供給	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，食料物資部			○																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1 避難活動</td> <td>1 地震における避難の基本</td> <td>—</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難情報の発令等</td> <td>防災班，消防部，広報班，都市交流班</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導</td> <td>消防団，支所班，第2，3，5～9 援護班，施設管理者，自主防災組織</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 警戒区域の設定</td> <td>消防部，消防団</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 避難所の開設・廃止</td> <td>1 避難所の開設</td> <td>防災班，第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，施設管理者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設の広報</td> <td>広報班，都市交流班</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 避難者の受入れ</td> <td>第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の統合・廃止</td> <td>第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3 避難所の運営</td> <td>1 避難所運営体制</td> <td>第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，自主防災組織</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 食料・物資の供給</td> <td>第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，食料物資部</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	活動期			初動	応急	復旧	第1 避難活動	1 地震における避難の基本	—	○		2 避難情報の発令等	防災班，消防部，広報班，都市交流班	○		3 避難誘導	消防団，支所班，第2，3，5～9 援護班，施設管理者，自主防災組織	○		4 警戒区域の設定	消防部，消防団	○	○	第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班，第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，施設管理者	○		2 避難所開設の広報	広報班，都市交流班	○		3 避難者の受入れ	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班		○	4 避難所の統合・廃止	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班			○	第3 避難所の運営	1 避難所運営体制	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，自主防災組織			○	2 食料・物資の供給	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，食料物資部			○			
項目	担当			活動期																																																						
		初動	応急	復旧																																																						
第1 避難活動	1 地震における避難の基本	—	○																																																							
	2 避難情報の発令等	防災班，消防部，広報班，都市交流班	○																																																							
	3 避難誘導	消防団，支所班，第2，3，5～9 援護班，施設管理者，自主防災組織	○																																																							
	4 警戒区域の設定	消防部，消防団	○	○																																																						
第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班，第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，施設管理者	○																																																							
	2 避難所開設の広報	広報班，都市交流班	○																																																							
	3 避難者の受入れ	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班		○																																																						
	4 避難所の統合・廃止	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班			○																																																					
第3 避難所の運営	1 避難所運営体制	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，自主防災組織			○																																																					
	2 食料・物資の供給	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，食料物資部			○																																																					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考
3 避難所の設備・備品の整備	第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班, 建築班</u>		○	3 避難所の設備・備品の整備	第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 建築班		○	
4 避難所における衛生管理	第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>		○	4 避難所における衛生管理	第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班		○	
5 要配慮者への配慮	第2, 3, 5~9 援護班, 庁舎・車両班		○	5 要配慮者への配慮	第2, 3, 5~9 援護班, 庁舎・車両班		○	
6 避難所の警備	第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u> , 交通防災班, 警察署		○	6 避難所の警備	第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 交通防災班, 警察署		○	
7 自宅等で生活をする被災者の把握	第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>		○	7 自宅等で生活をする被災者の把握	第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班		○	
(略)				(略)				(震一七二)
第1 避難活動				第1 避難活動				災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)				(略)				
2 避難情報の発令等				2 避難情報の発令等				
(1) 避難情報の種類と発令				(1) 避難情報の種類と発令				
<p>災害が発生するおそれが高いとき、本部長は、避難を要する地区の住民に対し「<u>避難指示</u>」を発令する。ただし、<u>既に災害が発生し、又は切迫しているときは「緊急安全確保」を発令する。</u>また、災害の状況によって必要な場合は、「<u>高齢者等避難</u>」を発令する場合がある。</p>				<p>災害が発生するおそれのあるとき、本部長は、避難を要する地区の住民に対し「<u>避難勧告</u>」の発令を行う。ただし、<u>事態が切迫し、急を要するときは「避難指示(緊急)」の発令を、既に災害が発生しているときは「災害発生情報」の発令を行う。</u>また、災害の状況によって必要な場合は、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を発令する場合がある。</p> <p><u>「避難勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「避難指示(緊急)」は、被害の危険が切迫している場合に、「災害発生情報」は、既に災害が発生している場合に発令し、「避難勧告」よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。</u></p>				
■避難情報の発令判断基準				■避難情報の発令判断基準				
種類	内容	基準の目安		種類	内容	基準の目安		
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況において、災害危険区域の高齢者等 [※] 、特に避難行動に時間を要する者に避難を開始させるため、発令するもの	○ 本部長が必要と認めたとき。		避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告・避難指示(緊急)が発令された時に、いつでも避難ができるように準備を促し、避難行動要支援者(高齢者等)など、特に避難行動に時間を要する者に避難を開始させるため、発令するもの	○ 本部長が必要と認めたとき。		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考																																		
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況において、災害危険区域の住民等に避難を開始させるため、発令するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ○ がけ崩れ、土石流等の地変が発生するおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ○ 有毒ガス等の危険物質が流出飛散するおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ○ その他本部長が必要と認めるとき。 	避難勧告	災害危険区域の住民等に避難を開始させるため、発令するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ○ がけ崩れ、土石流等の地変が発生するおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ○ 有毒ガス等の危険物質が流出飛散するおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ○ その他本部長が必要と認めるとき。 	(震-73)																																		
緊急安全確保	既に災害が発生し、又は切迫している状況にあり、命の危険から緊急に安全を確保する行動をさせるため、発令するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ がけ崩れ、土石流等の地変が発生し、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ○ 有毒ガス等の危険物質が流出飛散し、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ○ その他本部長が必要と認めるとき。 	災害発生情報	既に災害が発生している状況にあり、命を守るための最善の行動をさせるため、発令するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ がけ崩れ、土石流等の地変が発生し、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ○ 有毒ガス等の危険物質が流出飛散し、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ○ その他本部長が必要と認めるとき。 																																			
<p>※ 高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人。</p>			<p>※ 高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人。</p>			災害対策基本法の改正に伴う修正																																		
(2) 避難情報の伝達			(2) 避難情報の伝達																																					
(略)			(略)																																					
<p>■避難時の伝達事項</p> <table border="1"> <tr> <td>○ 避難を要する事由</td> <td>○ 避難情報の対象区域</td> </tr> <tr> <td>○ 避難先</td> <td>○ 避難経路</td> </tr> <tr> <td>○ 避難時の服装、携行品等</td> <td>○ 避難行動における注意事項</td> </tr> </table>			○ 避難を要する事由	○ 避難情報の対象区域	○ 避難先	○ 避難経路	○ 避難時の服装、携行品等	○ 避難行動における注意事項	<p>■避難時の伝達事項</p> <table border="1"> <tr> <td>○ 避難を要する事由</td> <td>○ 避難勧告・避難指示(緊急)の対象区域</td> </tr> <tr> <td>○ 避難先</td> <td>○ 避難経路</td> </tr> <tr> <td>○ 避難時の服装、携行品等</td> <td>○ 避難行動における注意事項</td> </tr> </table>			○ 避難を要する事由	○ 避難勧告・避難指示(緊急)の対象区域	○ 避難先	○ 避難経路	○ 避難時の服装、携行品等	○ 避難行動における注意事項																							
○ 避難を要する事由	○ 避難情報の対象区域																																							
○ 避難先	○ 避難経路																																							
○ 避難時の服装、携行品等	○ 避難行動における注意事項																																							
○ 避難を要する事由	○ 避難勧告・避難指示(緊急)の対象区域																																							
○ 避難先	○ 避難経路																																							
○ 避難時の服装、携行品等	○ 避難行動における注意事項																																							
(3) 解除			(3) 解除																																					
<p>本部長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難情報を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。</p>			<p>本部長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難情報を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。</p>																																					
<p>■避難指示等の発令権者及び要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠法令</th> <th>措置</th> <th>発令権者</th> <th>発令要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害対策基本法</td> <td>第56条</td> <td>市長</td> <td>災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者（高齢者等）など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第60条</td> <td>市長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> </tr> <tr> <td>第61条</td> <td>避難指示</td> <td>警察官</td> <td>市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。</td> </tr> </tbody> </table>			根拠法令	措置	発令権者	発令要件	災害対策基本法	第56条	市長	災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者（高齢者等）など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。	第60条	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	第61条	避難指示	警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。	<p>■避難の勧告・指示等の発令権者及び要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠法令</th> <th>措置</th> <th>発令権者</th> <th>発令要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害対策基本法</td> <td>第56条</td> <td>市長</td> <td>災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者（高齢者等）など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第60条</td> <td>市長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> </tr> <tr> <td>第61条</td> <td>避難指示</td> <td>警察官</td> <td>市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。</td> </tr> </tbody> </table>			根拠法令	措置	発令権者	発令要件	災害対策基本法	第56条	市長	災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者（高齢者等）など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。	第60条	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	第61条	避難指示	警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。	(震-75)
根拠法令	措置	発令権者	発令要件																																					
災害対策基本法	第56条	市長	災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者（高齢者等）など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。																																					
	第60条	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。																																					
		知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。																																					
第61条	避難指示	警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。																																					
根拠法令	措置	発令権者	発令要件																																					
災害対策基本法	第56条	市長	災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者（高齢者等）など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。																																					
	第60条	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。																																					
		知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。																																					
第61条	避難指示	警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。																																					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																							
<p>第2 避難所の開設・廃止</p> <p>1 避難所の開設 (1) 避難所の決定 防災班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難部、援護部、教育部、消防部等に連絡する。開設する避難所は、被災地に<u>近い安全な避難所とし、避難者の過密抑制を考慮し、できる限り多くの避難所を開設する。</u></p> <p>(2) 避難所の開設 避難所は、第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, <u>会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班及び子育て支援班</u>（以下「避難所担当班等」という。）が開設する。避難所として開設する施設を所管する部局は、避難所となる施設の管理者に開設の協力を要請する。また、必要に応じ、指定された避難所以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。 なお、<u>避難所担当班等</u>は、住民が自主的に避難してきたときは、避難所として開設する施設と関係する班及び管理者と連携し、体育館等に避難者を誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難者の受入れ 避難所担当班等は、施設管理者と協力して避難所で避難者の受入れを行う。避難者の受入れにあたっては、収容場所と教育（授業）の場とを明確に区分する。 ■避難者の受入れ事項</p> <table border="1" data-bbox="201 1056 1210 1192"> <tr> <td>○ <u>居住が安定していない方などの適切な受入れ</u></td> </tr> <tr> <td>○ 体育館など収容スペースへの案内</td> </tr> <tr> <td>○ 避難者数等の把握</td> </tr> <tr> <td>○ 災害情報等の伝達</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>5 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>(2) 福祉避難所の開設 <u>避難所内の一般の避難スペース</u>での生活が困難な要配慮者に対して、その状況に応じて福祉避難所を開設する。第2, 第3, 第5～9援護班は、社会福祉施設、地域の小中学校の保健室等に協力を求めて福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。更に、施設に不足が生じた場合について、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の活用など多様な避難所の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 生活救援 ■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="142 1871 1317 1988"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">目</th> <th rowspan="2">担 当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>給水活動</td> <td>1 優先給水</td> <td>水道総務班, 連絡調達班,</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	○ <u>居住が安定していない方などの適切な受入れ</u>	○ 体育館など収容スペースへの案内	○ 避難者数等の把握	○ 災害情報等の伝達	項	目	担 当	活動期			初動	応急	復旧	第1	給水活動	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達班,	○	○		<p>第2 避難所の開設・廃止</p> <p>1 避難所の開設 (1) 避難所の決定 防災班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難部、援護部、教育部、消防部等に連絡する。開設する避難所は、被災地に<u>最も近く安全な避難所とする。</u></p> <p>(2) 避難所の開設 避難所は、第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班<u>及び</u>会計班（以下「避難所担当班等」という。）が開設する。避難所として開設する施設を所管する部局は、避難所となる施設の管理者に開設の協力を要請する。また、必要に応じ、指定された避難所以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。 なお、<u>第1, 2避難班及び支所班</u>は、住民が自主的に避難してきたときは、避難所として開設する施設と関係する班及び管理者と連携し、体育館等に避難者を誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難者の受入れ 避難所担当班等は、施設管理者と協力して避難所で避難者の受入れを行う。避難者の受入れにあたっては、収容場所と教育（授業）の場とを明確に区分する。 ■避難者の受入れ事項</p> <table border="1" data-bbox="1442 1056 2451 1192"> <tr> <td>○ 体育館など収容スペースへの案内</td> </tr> <tr> <td>○ 避難者数等の把握</td> </tr> <tr> <td>○ 災害情報等の伝達</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>5 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>(2) 福祉避難所の開設 <u>避難生活が長期化し、避難所</u>での生活が困難な要配慮者に対して、その状況に応じて福祉避難所を開設する。第2, 第3, 第5～9援護班は、社会福祉施設、地域の小中学校の保健室等に協力を求めて福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。更に、施設に不足が生じた場合について、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の活用など多様な避難所の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 生活救援 ■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="1383 1871 2558 1988"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">目</th> <th rowspan="2">担 当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>給水活動</td> <td>1 優先給水</td> <td>水道総務班, 連絡調達</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	○ 体育館など収容スペースへの案内	○ 避難者数等の把握	○ 災害情報等の伝達	項	目	担 当	活動期			初動	応急	復旧	第1	給水活動	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達	○	○		<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>組織変更等に伴う修正</p> <p>(震－76)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(震－78)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(震－81)</p> <p>組織変更等に伴う修正</p>
○ <u>居住が安定していない方などの適切な受入れ</u>																																									
○ 体育館など収容スペースへの案内																																									
○ 避難者数等の把握																																									
○ 災害情報等の伝達																																									
項	目	担 当	活動期																																						
			初動	応急	復旧																																				
第1	給水活動	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達班,	○	○																																				
○ 体育館など収容スペースへの案内																																									
○ 避難者数等の把握																																									
○ 災害情報等の伝達																																									
項	目	担 当	活動期																																						
			初動	応急	復旧																																				
第1	給水活動	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達	○	○																																				

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧						備考															
		広報・給水班						班, 広報・給水班																			
	2	備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班	○	○		2	備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班	○	○																
	3	給水活動	防災班, 第1, 2食料物資班, 水道総務班, 広報・給水班		○		3	給水活動	防災班, 第1, 2食料物資班, 水道総務班, 広報・給水班		○																
第2	1	備蓄食料の活用	庁舎・車両班	○	○		1	備蓄食料の活用	庁舎・車両班	○	○																
	2	食料の確保	食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, 支所班, 第1~6教育班, 第2~4特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4調査班, 子育て支援班</u>		○	○	2	食料の確保	食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, 支所班, 第1~6教育班, 第2~4特命班, 会計班		○	○															
	3	食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1~6教育班, 第2~4特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4調査班, 子育て支援班</u>		○	○	3	食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1~6教育班, 第2~4特命班, 会計班		○	○															
	4	炊き出し	食料物資部		○	○	4	炊き出し	食料物資部		○	○															
第3	1	備蓄品の活用	庁舎・車両班	○	○		1	備蓄品の活用	庁舎・車両班	○	○																
	2	生活必需品の確保	食料物資部		○	○	2	生活必需品の確保	食料物資部		○	○															
	3	生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1~6教育班, 第2~4特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4調査班, 子育て支援班</u>		○	○	3	生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1~6教育班, 第2~4特命班, 会計班		○	○															
(略)						(略)																					
第3 生活必需品の供給						第3 生活必需品の供給						(震-85)															
(略)						(略)						北海道地域防災計画の修正に伴う修正															
2 生活必需品の確保 (1) 生活必需品供給の対象者 (略) ■主な供給対象 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 寝具</td> <td><input type="checkbox"/> 肌着</td> <td><input type="checkbox"/> 食器</td> <td><input type="checkbox"/> 外衣</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 身の回り品</td> <td><input type="checkbox"/> 日用品</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> <u>感染症対策用品</u></td> <td></td> </tr> </table>						<input type="checkbox"/> 寝具	<input type="checkbox"/> 肌着	<input type="checkbox"/> 食器	<input type="checkbox"/> 外衣	<input type="checkbox"/> 身の回り品	<input type="checkbox"/> 日用品		<input checked="" type="checkbox"/> <u>感染症対策用品</u>		2 生活必需品の確保 (1) 生活必需品供給の対象者 (略) ■主な供給対象 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 寝具</td> <td><input type="checkbox"/> 肌着</td> <td><input type="checkbox"/> 食器</td> <td><input type="checkbox"/> 外衣</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 身の回り品</td> <td><input type="checkbox"/> 日用品</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						<input type="checkbox"/> 寝具	<input type="checkbox"/> 肌着	<input type="checkbox"/> 食器	<input type="checkbox"/> 外衣	<input type="checkbox"/> 身の回り品	<input type="checkbox"/> 日用品	
<input type="checkbox"/> 寝具	<input type="checkbox"/> 肌着	<input type="checkbox"/> 食器	<input type="checkbox"/> 外衣																								
<input type="checkbox"/> 身の回り品	<input type="checkbox"/> 日用品	<input checked="" type="checkbox"/> <u>感染症対策用品</u>																									
<input type="checkbox"/> 寝具	<input type="checkbox"/> 肌着	<input type="checkbox"/> 食器	<input type="checkbox"/> 外衣																								
<input type="checkbox"/> 身の回り品	<input type="checkbox"/> 日用品																										
(略)						(略)																					
第9節 交通対策・緊急輸送						第9節 交通対策・緊急輸送																					
(略)						(略)																					
第1 交通対策						第1 交通対策						(震-90)															
(略)						(略)						北海道地域防災計画の修正に伴う修正															

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考												
<p>4 緊急輸送道路の確保</p> <p>(略)</p> <p>■北海道緊急輸送道路ネットワーク 北海道では、道路管理者、北海道警察等からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により緊急輸送道路のネットワーク化を図るため「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定している。</p> <table border="1" data-bbox="201 386 1285 793"> <tr> <td>第1次緊急輸送道路ネットワーク</td> <td>道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、<u>地方港湾(耐震強化岸壁を有するもの)</u>、<u>拠点空港</u>、<u>公共用ヘリポート</u>、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路ネットワーク</td> <td>第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、<u>地方港湾(耐震強化岸壁を有するものを除く)</u>、第3種漁港、第4種漁港(<u>耐震強化岸壁を有するもの</u>)、<u>地方管理空港</u>、<u>共用空港</u>、<u>その他の空港</u>、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路</td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送道路ネットワーク</td> <td><u>第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第11節 建物対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 住家の被災調査</p>	第1次緊急輸送道路ネットワーク	道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、 <u>地方港湾(耐震強化岸壁を有するもの)</u> 、 <u>拠点空港</u> 、 <u>公共用ヘリポート</u> 、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路	第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、 <u>地方港湾(耐震強化岸壁を有するものを除く)</u> 、第3種漁港、第4種漁港(<u>耐震強化岸壁を有するもの</u>)、 <u>地方管理空港</u> 、 <u>共用空港</u> 、 <u>その他の空港</u> 、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路	第3次緊急輸送道路ネットワーク	<u>第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路</u>	<p>4 緊急輸送道路の確保</p> <p>(略)</p> <p>■北海道緊急輸送道路ネットワーク 北海道では、道路管理者、北海道警察等からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により緊急輸送道路のネットワーク化を図るため「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定している。</p> <table border="1" data-bbox="1439 386 2522 800"> <tr> <td>第1次緊急輸送道路ネットワーク</td> <td><u>札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路</u></td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路ネットワーク</td> <td><u>第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路</u></td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送道路ネットワーク</td> <td><u>その他の道路</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第11節 建物対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 住家の被災調査</p>	第1次緊急輸送道路ネットワーク	<u>札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路</u>	第2次緊急輸送道路ネットワーク	<u>第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路</u>	第3次緊急輸送道路ネットワーク	<u>その他の道路</u>	<p>正</p> <p>(震-98)</p> <p>被災者生活再建支援法の改正等に伴う修正</p>
第1次緊急輸送道路ネットワーク	道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、 <u>地方港湾(耐震強化岸壁を有するもの)</u> 、 <u>拠点空港</u> 、 <u>公共用ヘリポート</u> 、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路													
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、 <u>地方港湾(耐震強化岸壁を有するものを除く)</u> 、第3種漁港、第4種漁港(<u>耐震強化岸壁を有するもの</u>)、 <u>地方管理空港</u> 、 <u>共用空港</u> 、 <u>その他の空港</u> 、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路													
第3次緊急輸送道路ネットワーク	<u>第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路</u>													
第1次緊急輸送道路ネットワーク	<u>札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路</u>													
第2次緊急輸送道路ネットワーク	<u>第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路</u>													
第3次緊急輸送道路ネットワーク	<u>その他の道路</u>													
<p>市は、家屋の被害状況を把握するために、り災証明の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。</p> <p>被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づいて行い、全壊・大規模半壊・<u>中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部破損)</u>に区分する。</p> <p>消防部は、消防法に基づき、火災により焼失した家屋等の調査を行う。</p> <p><u>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊の認定基準は、下表のとおりである。</u></p> <p>■認定基準</p> <table border="1" data-bbox="130 1320 1314 1969"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td><u>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</u></td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td><u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td><u>居住する住宅が半壊し、居室の壁、又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難</u></td> </tr> </tbody> </table>	被害の程度	認定基準	全壊	<u>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</u>	大規模半壊	<u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u>	中規模半壊	<u>居住する住宅が半壊し、居室の壁、又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難</u>	<p>市は、家屋の被害状況を把握するために、り災証明の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。</p> <p>被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づいて行い、全壊・大規模半壊・<u>半壊・一部破損</u>に区分する。</p> <p>消防部は、消防法に基づき、火災により焼失した家屋等の調査を行う。</p> <p>(追加)</p>	<p>(追加)</p>				
被害の程度	認定基準													
全壊	<u>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</u>													
大規模半壊	<u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u>													
中規模半壊	<u>居住する住宅が半壊し、居室の壁、又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難</u>													

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新		旧	備考																																				
	<p>なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</p>																																						
半壊	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>																																						
準半壊	<p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</p>																																						
<p>第4 応急仮設住宅</p>		<p>第4 応急仮設住宅</p>	(震-100)																																				
<p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅の対象者</p> <p>(略)</p> <p>3 管理 住宅班は、入居者の要望等に応じて、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。また、女性の参画を推進し、<u>女性をはじめとする生活者の</u>意見を反映できるよう配慮する。 <u>なお、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅の対象者</p> <p>(略)</p> <p>3 管理 住宅班は、入居者の要望等に応じて、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。また、女性の参画を推進し、意見を反映できるよう配慮する。</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																																				
<p>第6 住宅の応急修理</p>		<p>第6 住宅の応急修理</p>	(震-100) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正																																				
<p>1 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>■応急修理の対象者</p> <p>・住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p>		<p>1 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>■応急修理の対象者</p> <p><u>災害によって住宅が損壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難、かつ自らの力によって応急修理ができないと認められる者</u></p>	(震-102)																																				
<p>第11節 防疫・清掃</p> <p>■対策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">担 当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6 動物対</td> <td>1 収容場所の確保</td> <td>第4 保健班</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	担 当	活動期			初動	応急	復旧	(略)					第6 動物対	1 収容場所の確保	第4 保健班	○	○	<p>第11節 防疫・清掃</p> <p>■対策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">担 当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6 動物対</td> <td>1 収容場所の確保</td> <td>第4 保健班</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	活動期			初動	応急	復旧	(略)					第6 動物対	1 収容場所の確保	第4 保健班	○	○	組織変更等に伴う修正
項 目	担 当			活動期																																			
		初動	応急	復旧																																			
(略)																																							
第6 動物対	1 収容場所の確保	第4 保健班	○	○																																			
項 目	担 当	活動期																																					
		初動	応急	復旧																																			
(略)																																							
第6 動物対	1 収容場所の確保	第4 保健班	○	○																																			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧						備考		
策	2 ペット同行避難への対応	第1, 2避難班, <u>支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班</u>			○	○	策	2 ペット同行避難への対応	第1, 2避難班			○	○	(震-117)
	3 被災動物救護本部の活動	第4保健班			○	○	3 被災動物救護本部の活動	第4保健班			○	○	組織変更等に伴う修正	
(略)						(略)								
第16節 文教・保育対策						第16節 文教・保育対策								
■対策の体系						■対策の体系								
項目		担当	活動期			項目		担当	活動期					
			初動	応急	復旧				初動	応急	復旧			
(略)						(略)								
第2 応急教育	1 児童及び生徒等の安否確認	第2教育班	○			第2 応急教育	1 児童及び生徒等の安否確認	第2教育班	○					
	2 避難所開設への協力	第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班,</u>	○				2 避難所開設への協力	第1, 2避難班, 第1～3教育班	○					
	3 応急教育活動	第2教育班		○	○		3 応急教育活動	第2教育班			○	○		
	4 学校施設の応急復旧	第1教育班		○	○		4 学校施設の応急復旧	第1教育班			○	○		
(略)						(略)								
第18節 要配慮者対策						第18節 要配慮者対策								
■対策の体系						■対策の体系								
項目		担当	活動期			項目		担当	活動期					
			初動	応急	復旧				初動	応急	復旧			
第1 要配慮者への対応	1 避難行動要支援者の安全確認	第2, 3, 5～9援護班	○			第1 要配慮者への対応	1 避難行動要支援者の安全確認	第2, 3, 5～9援護班	○					
	2 避難所での支援	第2, 3, 5～9援護班, 広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班,</u> 医療班		○	○		2 避難所での支援	第2, 3, 5～9援護班, 広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第2～4特命班, 会計班, 医療班			○	○		
	3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第2, 3, 5～9援護班		○	○		3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第2, 3, 5～9援護班			○	○		
	4 仮設住宅での支援	第2, 3, 5～9援護班			○		4 仮設住宅での支援	第2, 3, 5～9援護班					○	
(略)						(略)								
第3 外国人への対応	1 外国人への広報	都市交流班	○	○	○	第3 外国人への対応	1 外国人への広報	都市交流班	○	○	○			
	2 外国人への援助	都市交流班, <u>第1, 2避難班, 支所班, 第1～6</u>	○	○	○									

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧						備考	
		教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班		の対応	2 外国人への援助	第1, 2避難班, 都市交流班	○	○	○		
(略)	第19節 災害救助法の適用			(略)	第19節 災害救助法の適用						(震-127, 128)
(略)	第2 滅失世帯の算定基準			(略)	第2 滅失世帯の算定基準						
1 滅失世帯の算定	住家 ^{※1} が滅失した世帯 ^{※2} の数の算定は, 住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。半壊等については, 災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり, みなし換算を行う。			1 滅失世帯の算定	住家が滅失した世帯の数の算定は, 住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。半壊等については, 災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり, みなし換算を行う。						(震-129)
(略)				(略)							被災者生活再建支援法の改正等に伴う修正
2 住家被害程度の認定	住家の被害程度の認定を行う上で, おおよその基準は次のとおりとする。			2 住家被害程度の認定	住家の被害程度の認定を行ううえで, おおよその基準は次のとおりとする。						
■被害の認定基準				■被害の認定基準							
被害の区分	認定の基準			被害の区分	認定の基準						
住家が滅失したものの(全壊, 全焼又は流失)	住家とその住居のための基本的機能を喪失したもので, すなわち, 住家全部が倒壊, 流失, 埋没, 焼失したもので, 又は住家の損壊が甚だしく, 補修により元通りに再使用することが困難なもので, 具体的には, 住家の損壊, 焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので, 又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し, その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。			住家の全壊, 全焼又は流失	住家とその住居のための基本的機能を喪失したもので, すなわち, 住家全部が倒壊, 流失, 埋没, 焼失したもので, または住家の損壊が甚だしく, 補修により元通りに再使用することが困難なもので, 具体的には, 住家の損壊, 焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので, または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し, その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。						
住家の半壊, 半焼する等著しく損傷したものの(半壊又は半焼)	住家とその住居のための基本的機能の一部を喪失したもので, すなわち, 住家の損壊が甚だしいが, 補修すれば元通りに再使用できる程度のもので, 具体的には, 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので, 又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し, その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。 <u>このうち, 大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので, 具体的には, 損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満, 又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。</u>			住家の半壊又は半焼	住家とその住居のための基本的機能の一部を喪失したもので, すなわち, 住家の損壊が甚だしいが, 補修すれば元通りに再使用できる程度のもので, 具体的には, 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので, または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し, その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。						
住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したものの(準半壊)	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので, 具体的には, 損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので, 又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し, その住家の損害割合が10%以上20%未満のもので。										

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考								
<p><u>住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</u></p> <p>上記3項目に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>※1 「住家」とは、現実とその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に住居するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。 <u>一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。</u> <u>法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住する者がいない場合は、世帯数としては数えない。</u></p> <p>※2 「世帯」とは、 ア 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。 イ マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ2世帯として取り扱うこと。 ウ 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。</p> <p>(略)</p> <p>第4 救助の実施者、救助の内容等</p>	<table border="1" data-bbox="1427 138 2504 363"> <tr> <td data-bbox="1427 138 1656 363">住家の床上浸水、土砂の堆積等</td> <td data-bbox="1656 138 2504 363">浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</td> </tr> </table> <p>※「住家」とは、現実とその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に住居するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。</p> <p>※「世帯」とは、 ア 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。 イ マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ2世帯として取り扱うこと。 ウ 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。</p> <p>(略)</p> <p>第4 救助の実施者、救助の内容等</p>	住家の床上浸水、土砂の堆積等	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。	<p>(震-130)</p> <p>災害救助法の改正による修正</p>						
住家の床上浸水、土砂の堆積等	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。									
<p>1 救助の実施者</p> <p>災害救助法による救助は知事が行い、市長はこれを補助する。 <u>ただし、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、知事から事務委任を受けた救助については、市長がこれを行う。</u></p> <p>第3章 災害復旧計画 第1節 市民生活復旧への支援</p> <p>(略)</p> <p>第1 被災者への支援</p>	<p>1 救助の実施者</p> <p>災害救助法による救助は知事が行い、市長はこれを補助する。 <u>ただし、災害救助法第30条第1項の規定により、必要により通知される救助については、市長がこれを行う。</u></p> <p>第3章 災害復旧計画 第1節 市民生活復旧への支援</p> <p>(略)</p> <p>第1 被災者への支援</p>	<p>(震-133)</p> <p>被災者生活再建支援法の改正等に伴う修正</p>								
<p>(略)</p> <p>6 り災証明書の発行</p> <p>(略)</p> <p>■り災証明書等の担当及び証明事項</p> <table border="1" data-bbox="186 1759 1249 1850"> <thead> <tr> <th>担 当</th> <th>証 明 の 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災課・総務部</td> <td>家屋の全壊、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、<u>準半壊</u>、<u>準半壊</u>に至らないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	担 当	証 明 の 範 囲	防災課・総務部	家屋の全壊、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、 <u>準半壊</u> に至らないもの	<p>(略)</p> <p>6 り災証明書の発行</p> <p>(略)</p> <p>■り災証明書等の担当及び証明事項</p> <table border="1" data-bbox="1427 1745 2490 1843"> <thead> <tr> <th>担 当</th> <th>証 明 の 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災課・総務部</td> <td>家屋の全壊、大規模半壊、<u>半壊</u>、<u>半壊に至らないもの</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	担 当	証 明 の 範 囲	防災課・総務部	家屋の全壊、大規模半壊、 <u>半壊</u> 、 <u>半壊に至らないもの</u>	<p>(風-3)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
担 当	証 明 の 範 囲									
防災課・総務部	家屋の全壊、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、 <u>準半壊</u> に至らないもの									
担 当	証 明 の 範 囲									
防災課・総務部	家屋の全壊、大規模半壊、 <u>半壊</u> 、 <u>半壊に至らないもの</u>									

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																				
<p>風水害・雪害・火山災害対策編 第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害防止対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>第2 土砂災害対策の推進</p>	<p>風水害・雪害・火山災害対策編 第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害防止対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>第2 土砂災害対策の推進</p>	<p>(風-6)</p> <p>実情に合わせた修正</p>																				
<p>◇現状と方針</p> <p>市内には、法指定の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等があり、その他にも地すべり危険箇所、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多数指定されているため、住民の避難体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害に強い組織・人の形成</p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="130 701 1308 932"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災体制の整備</td> <td>防災課, 各施設, 保育所等, 幼稚園, 学校</td> </tr> <tr> <td>第2 自主防災活動の推進</td> <td>防災課, 予防指導課, 市民安心課</td> </tr> <tr> <td>第3 防災訓練の実施</td> <td>各部</td> </tr> <tr> <td>第4 防災知識の普及</td> <td>各部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第1 防災体制の整備</p>	項目	担当	第1 防災体制の整備	防災課, 各施設, 保育所等, 幼稚園, 学校	第2 自主防災活動の推進	防災課, 予防指導課, 市民安心課	第3 防災訓練の実施	各部	第4 防災知識の普及	各部	<p>◇現状と方針</p> <p>市内には、法指定の急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域、土砂災害警戒区域等があり、その他にも危険箇所及び土石流危険渓流が多数指定されているため、住民の避難体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害に強い組織・人の形成</p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="1368 701 2546 932"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災体制の整備</td> <td>防災課, 各施設, 保育所等, 幼稚園, 学校</td> </tr> <tr> <td>第2 自主防災活動の推進</td> <td>防災課, 予防指導課, 市民安心課</td> </tr> <tr> <td>第3 防災訓練の実施</td> <td>各部</td> </tr> <tr> <td>第4 防災知識の普及</td> <td>防災課, 予防指導課, 市民安心課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第1 防災体制の整備</p>	項目	担当	第1 防災体制の整備	防災課, 各施設, 保育所等, 幼稚園, 学校	第2 自主防災活動の推進	防災課, 予防指導課, 市民安心課	第3 防災訓練の実施	各部	第4 防災知識の普及	防災課, 予防指導課, 市民安心課	<p>(風-7)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
項目	担当																					
第1 防災体制の整備	防災課, 各施設, 保育所等, 幼稚園, 学校																					
第2 自主防災活動の推進	防災課, 予防指導課, 市民安心課																					
第3 防災訓練の実施	各部																					
第4 防災知識の普及	各部																					
項目	担当																					
第1 防災体制の整備	防災課, 各施設, 保育所等, 幼稚園, 学校																					
第2 自主防災活動の推進	防災課, 予防指導課, 市民安心課																					
第3 防災訓練の実施	各部																					
第4 防災知識の普及	防災課, 予防指導課, 市民安心課																					
<p>(略)</p> <p>■防災関係機関との連携</p> <p>本市に係る防災に関する方針や各機関との連携を図るため、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災会議の定期的開催 ○ 市と他機関との連携についての協議 ○ <u>防災講習会等における協力(水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の派遣等)</u> <p>第2 自主防災活動の推進</p>	<p>(略)</p> <p>■防災関係機関との連携</p> <p>本市に係る防災に関する方針や各機関との連携を図るため、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災会議の定期的開催 ○ 市と他機関との連携についての協議 <p>第2 自主防災活動の推進</p>	<p>(風-7, 8)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>																				
<p>(略)</p> <p>■事業継続計画(BCP)等の策定</p> <p>各事業所は、災害による被害を軽減するため、事業継続計画(BCP)を策定する。また、災害発生時に職員が迅速かつ適切に行動できるよう、行動マニュアルを作成する。</p> <p><u>旭川商工会議所及びあさひかわ商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、本市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>■事業継続計画(BCP)等の策定</p> <p>各事業所は、災害による被害を軽減するため、事業継続計画(BCP)を策定する。また、災害発生時に職員が迅速かつ適切に行動できるよう、行動マニュアルを作成する。</p>	<p>(風-8)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>																				

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>第3 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>■保育園・学校等の防災訓練 保育所等や幼稚園及び学校は、災害発生時に適切な行動がとれるよう実践的な防災訓練を実施する。特に、水害・土砂災害のリスクがある保育所等や幼稚園及び学校においては、避難確保計画に基づき避難訓練・防災教育を実施する。 <u>市は、保育所等や幼稚園及び学校において地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 防災知識の普及</p>	<p>第3 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>■保育園・学校等の防災訓練 保育所等、幼稚園及び学校は、災害発生時に適切な行動がとれるよう避難等の防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 防災知識の普及</p>	<p>(風－9)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>◇現状と方針</p> <p>災害時に適切な行動をとるためには、あらかじめ災害知識、災害時の行動基準や関係機関との連携について習熟しておくことが重要である。本市では、これまでに市の広報紙等を通じて防災知識の普及を図ってきた。今後も、<u>洪水ハザードマップ等により居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所等に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるなど、</u>あらゆる機会を通じて、防災知識の普及を図る。</p> <p>また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるように努め、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮し、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を推進する。</p> <p>■防災広報の推進 市民、事業所等に防災知識を普及するために、防災広報を推進する。広報の内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害、雪害及び火山災害対策に対する心得並びに一般知識 ○ 3日分以上の備蓄、医薬品、ペット用品等の準備 ○ 災害情報の正確な入手方法 ○ 救出・救護に関する事項 ○ <u>避難情報の意味と内容の周知</u> ○ 避難場所、避難路、避難方法等避難対策に関する事項 ○ 避難行動要支援者への配慮事項等 <p>また、広報手段は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等の利用 ○ 広報紙及び広報車両の利用 ○ 映画、ビデオ等による普及 ○ パンフレット等の作成及び配布 ○ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施 	<p>◇現状と方針</p> <p>災害時に適切な行動をとるためには、あらかじめ災害知識、災害時の行動基準や関係機関との連携について習熟しておくことが重要である。本市では、これまでに市の広報紙等を通じて防災知識の普及を図ってきた。今後も、あらゆる機会を通じて、防災知識の普及を図る。</p> <p>また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるように努め、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮し、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を推進する。</p> <p>■防災広報の推進 市民、事業所等に防災知識を普及するために、防災広報を推進する。広報の内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害、雪害及び火山災害対策に対する心得並びに一般知識 ○ 3日分以上の備蓄、医薬品、ペット用品等の準備 ○ 災害情報の正確な入手方法 ○ 救出・救護に関する事項 ○ <u>避難勧告等の避難情報の意味と内容の周知</u> ○ 避難場所、避難路、避難方法等避難対策に関する事項 ○ 避難行動要支援者への配慮事項等 <p>また、広報手段は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等の利用 ○ 広報紙及び広報車両の利用 ○ 映画、ビデオ等による普及 ○ パンフレット等の作成及び配布 ○ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施 	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(風－16)</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(略)</p> <p>■避難行動要支援者の避難支援の普及啓発 地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう、避難行動要支援者の避難支援について普及啓発する。 <u>また、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</u> ○ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の普及啓発</p> <p>(略)</p> <p>第5節 応急対策のための環境整備</p> <p>(略)</p> <p>第5 物資供給体制の整備</p>	<p>(略)</p> <p>■避難行動要支援者の避難支援の普及啓発 地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう、避難行動要支援者の避難支援について普及啓発する。 ○ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の普及啓発</p> <p>(略)</p> <p>第5節 応急対策のための環境整備</p> <p>(略)</p> <p>第5 物資供給体制の整備</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>◇現状と方針</p> <p>災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難な被災者に、食料、生活必需品等を供給する必要がある。 本市では、これに備えて必要な物資の備蓄に努めるほか、大手スーパー等との協定締結による流通備蓄の活用など、今後も必要に応じた体制整備を推進する。 <u>また、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 要配慮者対策のための環境整備</p> <p>(略)</p> <p>第3 要配慮者利用施設の対策</p>	<p>◇現状と方針</p> <p>災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難な被災者に、食料、生活必需品等を供給する必要がある。 本市では、これに備えて必要な物資の備蓄に努めるほか、大手スーパー等との協定締結による流通備蓄の活用など、今後も必要に応じた体制整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 要配慮者対策のための環境整備</p> <p>(略)</p> <p>第3 要配慮者利用施設の対策</p>	<p>(風-19)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>■災害時の生活確保 各施設において、<u>電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度に生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>■要配慮者利用施設とは</p> <p>高齢者施設(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅(グループハウス等))、障害児(者)施設(障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所(障害児入所施設)、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設)、保育所(認可保育</p>	<p>(略)</p> <p>■災害時の生活確保 各施設において、食料や物資の備蓄などを整備し、災害時の生活の確保を行う。</p> <p>(略)</p> <p>■要配慮者利用施設とは</p> <p>高齢者施設(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅(グループハウス等))、障害児(者)施設(障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所(障害児入所施設)、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設)、保育所(認可保育</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																
<p>所，認定こども園，地域型保育事業所，私立認可外保育施設，事業所内保育施設，地域保育所），幼稚園，<u>小学校，中学校</u>，特別支援学校（盲学校，聾学校，養護学校）病院，診療所（有床に限る。）及び助産所など</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>第6 事務分掌</p>	<p>所，認定こども園，地域型保育事業所，私立認可外保育施設，事業所内保育施設，地域保育所），幼稚園，病院，診療所（有床に限る。），助産所及び特別支援学校（盲学校，聾学校，養護学校）など</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>第6 事務分掌</p>	<p>(風-28)</p> <p>組織変更等に伴う修正</p>																																
<p>(略)</p> <p>■市災对本部の組織図</p>  <p>(略)</p> <p>■災害対策の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="148 1302 1335 1953"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名 (平常時の課)</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域振興部 (地域振興部)</td> <td>地域振興班 (地域振興課)</td> <td>1 部内の総括に関する事。 2 部内各班の調整に関する事。</td> </tr> <tr> <td>都市計画班 (都市計画課)</td> <td>1 危険区域の巡視に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。</td> </tr> <tr> <td>空港整備班 (空港政策課)</td> <td>1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調査部 (税務部)</td> <td>調査庶務班 (税制課)</td> <td>1 部内の総括に関する事。 2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 3 災台帳の作成に関する事。 4 避難所の開設及び管理に関する事 (第2非常配備以降)。</td> </tr> <tr> <td>第1調査班 (市民税課)</td> <td>1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事 (第2非常配備以降)。</td> </tr> <tr> <td>第2調査班 (資産税課)</td> <td>1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事 (第2非常配備以降)。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班名 (平常時の課)	事務分掌	地域振興部 (地域振興部)	地域振興班 (地域振興課)	1 部内の総括に関する事。 2 部内各班の調整に関する事。	都市計画班 (都市計画課)	1 危険区域の巡視に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。	空港整備班 (空港政策課)	1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。	調査部 (税務部)	調査庶務班 (税制課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 3 災台帳の作成に関する事。 4 避難所の開設及び管理に関する事 (第2非常配備以降)。	第1調査班 (市民税課)	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事 (第2非常配備以降)。	第2調査班 (資産税課)	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事 (第2非常配備以降)。	<p>(略)</p> <p>■市災对本部の組織図</p>  <p>(略)</p> <p>■災害対策の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1394 1302 2552 1953"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名 (平常時の課)</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域振興部 (地域振興部)</td> <td>地域振興班 (地域振興課)</td> <td>1 部内の総括に関する事。 2 部内各班の調整に関する事。</td> </tr> <tr> <td>都市計画班 (都市計画課)</td> <td>1 危険区域の巡視に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。</td> </tr> <tr> <td>空港整備班 (空港事務所)</td> <td>1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調査部 (税務部)</td> <td>第1調査班 (税制課)</td> <td>1 部内の総括に関する事。 2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 3 災台帳の作成に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第2調査班 (市民税課)</td> <td>1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班名 (平常時の課)	事務分掌	地域振興部 (地域振興部)	地域振興班 (地域振興課)	1 部内の総括に関する事。 2 部内各班の調整に関する事。	都市計画班 (都市計画課)	1 危険区域の巡視に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。	空港整備班 (空港事務所)	1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。	調査部 (税務部)	第1調査班 (税制課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 3 災台帳の作成に関する事。	第2調査班 (市民税課)	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。	<p>(風-30)</p> <p>組織変更等に伴う修正</p>
部	班名 (平常時の課)	事務分掌																																
地域振興部 (地域振興部)	地域振興班 (地域振興課)	1 部内の総括に関する事。 2 部内各班の調整に関する事。																																
	都市計画班 (都市計画課)	1 危険区域の巡視に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。																																
	空港整備班 (空港政策課)	1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。																																
調査部 (税務部)	調査庶務班 (税制課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 3 災台帳の作成に関する事。 4 避難所の開設及び管理に関する事 (第2非常配備以降)。																																
	第1調査班 (市民税課)	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事 (第2非常配備以降)。																																
	第2調査班 (資産税課)	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事 (第2非常配備以降)。																																
部	班名 (平常時の課)	事務分掌																																
地域振興部 (地域振興部)	地域振興班 (地域振興課)	1 部内の総括に関する事。 2 部内各班の調整に関する事。																																
	都市計画班 (都市計画課)	1 危険区域の巡視に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。																																
	空港整備班 (空港事務所)	1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。																																
調査部 (税務部)	第1調査班 (税制課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 3 災台帳の作成に関する事。																																
	第2調査班 (市民税課)	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。																																

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
	第3調査班 <u>(納税管理課)</u>	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 り災台帳の作成に関する事。 <u>3 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。</u>		<u>第3調査班</u> <u>(資産税課)</u>	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 り災台帳の作成に関する事。	
	第4調査班 <u>(納税推進課)</u>	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 り災台帳の作成に関する事。 <u>3 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。</u>		<u>第4調査班</u> <u>(納税管理課, 納税推進課)</u>	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 り災台帳の作成に関する事。	
(略)			(略)			(風-32) 組織変更等に伴う修正
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班 (環境総務課, 廃棄物政策課, <u>清掃施設整備課</u> , 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	1 部内の総括に関する事。 2 災害廃棄物(し尿を含む。)の処理方法に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する事。	環境清掃部 (環境部)	環境庶務班 (環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	1 部内の総括に関する事。 2 災害廃棄物(し尿を含む。)の処理方法に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する事。	
	ごみ収集班 (廃棄物処理課, クリーンセンター)	1 災害廃棄物(し尿を含む。)の収集運搬に関する事。		ごみ収集班 (廃棄物処理班, クリーンセンター)	1 災害廃棄物(し尿を含む。)の収集運搬に関する事。	
	ごみ処理班 (廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	1 災害廃棄物(し尿を含む。)の処理に関する事。。		ごみ処理班 (廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	1 災害廃棄物(し尿を含む。)の処理に関する事。	
(略)			(略)			(風-36) 災害対策基本法の改正に伴う修正
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班 (子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	1 部内の総括に関する事。 2 応急保育に関する事。 3 園児の安否確認及び保護に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 6 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 <u>7 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。</u>	子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班 (子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	1 部内の総括に関する事。 2 応急保育に関する事。 3 園児の安否確認及び保護に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 6 避難行動要支援者の避難支援に関する事。	
(略)			(略)			(風-37) 観測所名の変更に伴う修正
第2節 情報の収集・伝達			第2節 情報の収集・伝達			
(略)			(略)			
第1 災害関連情報の収集・伝達			第1 災害関連情報の収集・伝達			
1 気象情報等の発表			1 気象情報等の発表			
(略)			(略)			
(2) 土砂災害警戒情報 旭川地方気象台と上川総合振興局旭川建設管理部は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が <u>避難指示等</u> を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、該当市町村名を明示して土砂災害警戒情報を発表する。			(2) 土砂災害警戒情報 旭川地方気象台と上川総合振興局旭川建設管理部は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が <u>避難勧告等</u> を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、該当市町村名を明示して土砂災害警戒情報を発表する。			
(略)			(略)			
(4) 洪水予報(洪水予報指定河川)			(4) 洪水予報(洪水予報指定河川)			
(略)			(略)			
■洪水予報指定河川の基準地点と基準水位			■洪水予報指定河川の基準地点と基準水位			
	水系名	河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧						備考
石狩川	石狩川上流	旭橋(永山橋下流)水位観測所	106.40m	106.90m	107.70m	石狩川	旭橋水位観測所	106.40m	①106.90m ②109.00m	①107.70m ②109.40m	(風-42) 組織変更等に伴う 修正	
		旭橋(永山橋上流)水位観測所	106.40m	109.00m	109.40m			伊納水位観測所	92.20m	93.90m		94.90m
		伊納水位観測所	92.20m	93.90m	94.90m				石狩川下流	58.90m		59.20m
	石狩川下流	納内水位観測所	58.90m	59.20m	60.10m		忠別川	210.20m		210.50m		211.00m
	忠別川	暁橋水位観測所	210.20m	210.50m	211.00m			美瑛川	137.80m	139.20m		139.90m
	美瑛川	西神楽水位観測所	137.80m	139.20m	139.90m		牛朱別川		109.80m	110.10m		110.30m
	牛朱別川	中央橋水位観測所	109.80m	110.10m	110.30m			旭橋水位観測所 ①対象地区 (左岸) 旭川市忠和から永山町13丁目 (右岸) 旭川市旭岡から東鷹栖 ②対象地区 (左岸) 旭川市永山町14丁目から当麻町 (右岸) 比布町				
第2 被害情報の収集・調査・報告						第2 被害情報の収集・調査・報告						(風-43) 組織変更等に伴う 修正
1 災害情報等の収集・整理						1 災害情報等の収集・整理						(風-46) 組織変更等に伴う 修正
(略)						(略)						
(3) 被害状況の調査 調査部は、家屋被害に関する情報を収集するとともに、必要に応じて被害調査チームを編成し、災害現場の巡視を行うなど、家屋被害状況の把握に努める。						(3) 被害状況の調査 第1～第4調査班は、家屋被害に関する情報を収集するとともに、必要に応じて被害調査チームを編成し、災害現場の巡視を行うなど、家屋被害状況の把握に努める。						
(略)						(略)						(風-47) 組織変更等に伴う 修正
2 被害調査						2 被害調査						
(1) 被害の調査						(1) 被害の調査						
(略)						(略)						(風-47) 組織変更等に伴う 修正
■部門別調査の担当及び対象						■部門別調査の担当及び対象						
調査担当部		調査担当班		調査対象		調査担当部		調査担当班		調査対象		
調査部		調査庶務班, 第1～第4調査班		住家及び当該住家の居住者に係る人的被害		調査部		第1～第4調査班		住家及び当該住家の居住者に係る人的被害		
(略)						(略)						(風-47) 組織変更等に伴う 修正
第3節 広報活動						第3節 広報活動						
■対策の体系						■対策の体系						
項 目		担 当				項 目		担 当				(風-57) 組織変更等に伴う 修正
第1 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班				第1 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班				
	2 避難所における広報	広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班					2 避難所における広報	広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班				
(略)						(略)						
第1 災害広報活動						第1 災害広報活動						(風-57) 組織変更等に伴う 修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																		
<p>災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、消防部及び消防団は、現場にて避難等の指示を行う。防災班、広報班及び都市交流班は、SNS、広報車等にて避難等の広報を行う。</p> <p>また、広報班、都市交流班及び避難所担当班等は、避難所にて避難者への広報を行う。対策の内容は、震災対策編 第2章 第3節 第1「災害広報活動」に準拠する。</p> <p>(略)</p> <h3>第8節 避難</h3> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="142 562 1329 604"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 避難所の開設・廃止</td> <td>1 避難所の開設 防災班、第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>, 施設管理者</td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設の広報 広報班, 都市交流班</td> </tr> <tr> <td>3 避難者の受入れ 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u></td> </tr> <tr> <td>4 避難所の統合・廃止 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第3 避難所の運営</td> <td>1 避難所運営体制 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>, 自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>2 食料・物資の供給 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>, 食料物資部</td> </tr> <tr> <td>3 避難所設備の設置 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>, 建築班</td> </tr> <tr> <td>4 避難所における衛生管理 第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u></td> </tr> <tr> <td>5 要配慮者への配慮 第2, 3, 5~9 援護班, 庁舎・車両班</td> </tr> <tr> <td>6 避難所の警備 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>, 交通防災班, 警察署</td> </tr> <tr> <td>7 自宅等で生活をする被災者の把握 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <h3>第1 避難活動</h3>	項目	担当	(略)		第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設 防災班、第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u> , 施設管理者	2 避難所開設の広報 広報班, 都市交流班	3 避難者の受入れ 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>	4 避難所の統合・廃止 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>	第3 避難所の運営	1 避難所運営体制 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u> , 自主防災組織	2 食料・物資の供給 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u> , 食料物資部	3 避難所設備の設置 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u> , 建築班	4 避難所における衛生管理 第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>	5 要配慮者への配慮 第2, 3, 5~9 援護班, 庁舎・車両班	6 避難所の警備 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u> , 交通防災班, 警察署	7 自宅等で生活をする被災者の把握 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>	<p>災害が発生又は発生するおそれがあるとき、消防部及び消防団は、現場にて避難等の指示を行う。防災班、広報班及び都市交流班は、SNS、広報車等にて避難等の広報を行う。</p> <p>また、広報班及び都市交流班、第1, 2 避難班, 支所班及び第1~6 教育班は、避難所にて避難者への広報を行う。</p> <p>対策の内容は、震災対策編 第2章 第3節 第1「災害広報活動」に準拠する。</p> <p>(略)</p> <h3>第8節 避難</h3> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="1380 562 2567 604"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 避難所の開設・廃止</td> <td>1 避難所の開設 防災班、第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 施設管理者</td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設の広報 広報班, 都市交流班</td> </tr> <tr> <td>3 避難者の受入れ 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の統合・廃止 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第3 避難所の運営</td> <td>1 避難所運営体制 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>2 食料・物資の供給 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 食料物資部</td> </tr> <tr> <td>3 避難所設備の設置 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 建築班</td> </tr> <tr> <td>4 避難所における衛生管理 第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班</td> </tr> <tr> <td>5 要配慮者への配慮 第2, 3, 5~9 援護班, 庁舎・車両班</td> </tr> <tr> <td>6 避難所の警備 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 交通防災班, 警察署</td> </tr> <tr> <td>7 自宅等で生活をする被災者の把握 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <h3>第1 避難活動</h3>	項目	担当	(略)		第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設 防災班、第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 施設管理者	2 避難所開設の広報 広報班, 都市交流班	3 避難者の受入れ 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班	4 避難所の統合・廃止 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班	第3 避難所の運営	1 避難所運営体制 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 自主防災組織	2 食料・物資の供給 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 食料物資部	3 避難所設備の設置 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 建築班	4 避難所における衛生管理 第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班	5 要配慮者への配慮 第2, 3, 5~9 援護班, 庁舎・車両班	6 避難所の警備 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 交通防災班, 警察署	7 自宅等で生活をする被災者の把握 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班	<p>修正</p> <p>(風-57)</p> <p>組織変更等に伴う修正</p> <p>(風-58)</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
項目	担当																																			
(略)																																				
第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設 防災班、第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u> , 施設管理者																																			
	2 避難所開設の広報 広報班, 都市交流班																																			
	3 避難者の受入れ 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>																																			
	4 避難所の統合・廃止 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>																																			
第3 避難所の運営	1 避難所運営体制 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u> , 自主防災組織																																			
	2 食料・物資の供給 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u> , 食料物資部																																			
	3 避難所設備の設置 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u> , 建築班																																			
	4 避難所における衛生管理 第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>																																			
	5 要配慮者への配慮 第2, 3, 5~9 援護班, 庁舎・車両班																																			
	6 避難所の警備 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u> , 交通防災班, 警察署																																			
	7 自宅等で生活をする被災者の把握 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第1~4 調査班, 子育て支援班</u>																																			
項目	担当																																			
(略)																																				
第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設 防災班、第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 施設管理者																																			
	2 避難所開設の広報 広報班, 都市交流班																																			
	3 避難者の受入れ 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班																																			
	4 避難所の統合・廃止 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班																																			
第3 避難所の運営	1 避難所運営体制 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 自主防災組織																																			
	2 食料・物資の供給 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 食料物資部																																			
	3 避難所設備の設置 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 建築班																																			
	4 避難所における衛生管理 第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班																																			
	5 要配慮者への配慮 第2, 3, 5~9 援護班, 庁舎・車両班																																			
	6 避難所の警備 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班, 交通防災班, 警察署																																			
	7 自宅等で生活をする被災者の把握 第1, 2 避難班, 支所班, 第1~6 教育班, 第2~4 特命班, 会計班																																			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考												
<p>(略)</p> <p>2 避難情報の発令等</p> <p>(1) 避難情報の種類と発令 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、本部長は、避難を要する地区の<u>避難が必要な住民等</u>に対し「【警戒レベル3】<u>高齢者等避難</u>」の発令を行う。次に、避難が必要な場合には通常の避難行動ができる住民に対しては「【警戒レベル4】<u>避難指示</u>」の発令を行う。既に災害が発生し、<u>又は切迫</u>しているときは、「【警戒レベル5】<u>緊急安全確保</u>」を発令する。</p> <p>(2) 避難情報の発令により<u>避難が必要な住民等</u>に求める行動 洪水等・土砂災害における避難情報の発令により<u>避難が必要な住民等がとるべき行動等</u>は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="181 686 1294 1906"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 686 427 730">種 類</th> <th data-bbox="427 686 1294 730">避難が必要な住民等がとるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 730 427 1157">【警戒レベル3】 <u>高齢者等避難</u></td> <td data-bbox="427 730 1294 1157"> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>災害のおそれあり</u> ●<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> ・<u>高齢者等*¹は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保*²）する。</u> ・<u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難したりするタイミングである。</u> ・特に、突発性が高く予想が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1157 427 1906">【警戒レベル4】 <u>避難指示</u></td> <td data-bbox="427 1157 1294 1906"> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>災害のおそれ高い</u> ●<u>危険な場所から全員避難</u> ・<u>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	避難が必要な住民等がとるべき行動等	【警戒レベル3】 <u>高齢者等避難</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>災害のおそれあり</u> ●<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> ・<u>高齢者等*¹は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保*²）する。</u> ・<u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難したりするタイミングである。</u> ・特に、突発性が高く予想が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 	【警戒レベル4】 <u>避難指示</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>災害のおそれ高い</u> ●<u>危険な場所から全員避難</u> ・<u>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> 	<p>(略)</p> <p>2 避難情報の発令等</p> <p>(1) 避難情報の種類と発令 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、本部長は、避難を要する地区の住民に対し「【警戒レベル3】<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」の発令を行う。次に、避難が必要な場合には通常の避難行動ができる住民に対しては「【警戒レベル4】<u>避難勧告</u>」の発令を行う。<u>事態が切迫し、急を要するとき又は重ねて避難を促す場合は、【警戒レベル4】避難指示(緊急)</u>」の発令を、既に災害が発生しているときは、「【警戒レベル5】<u>災害発生情報</u>」を発令する。</p> <p>(2) 避難情報の発令により住民に求める行動 洪水等・土砂災害における避難情報の発令により立退き避難が必要な住民に求める行動は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1418 686 2531 1906"> <thead> <tr> <th data-bbox="1418 686 1665 730">種 類</th> <th data-bbox="1665 686 2531 730">立退き避難が必要な住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1418 730 1665 1157">【警戒レベル3】 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td data-bbox="1665 730 2531 1157"> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>高齢者等避難</u> ・<u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> ・<u>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> ・特に、突発性が高く予想が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 1157 1665 1906">【警戒レベル4】 <u>避難勧告 避難指示（緊急）</u></td> <td data-bbox="1665 1157 2531 1906"> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>全員避難</u> ・<u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> 〔<u>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</u> <u>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</u>〕 <p><市から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u> 〔<u>・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</u> <u>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</u>〕 </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	立退き避難が必要な住民に求める行動	【警戒レベル3】 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>高齢者等避難</u> ・<u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> ・<u>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> ・特に、突発性が高く予想が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 	【警戒レベル4】 <u>避難勧告 避難指示（緊急）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>全員避難</u> ・<u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> 〔<u>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</u> <u>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</u>〕 <p><市から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u> 〔<u>・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</u> <u>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</u>〕 	<p>(風－58)</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>(風－59)</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
種 類	避難が必要な住民等がとるべき行動等													
【警戒レベル3】 <u>高齢者等避難</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>災害のおそれあり</u> ●<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> ・<u>高齢者等*¹は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保*²）する。</u> ・<u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難したりするタイミングである。</u> ・特に、突発性が高く予想が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 													
【警戒レベル4】 <u>避難指示</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>災害のおそれ高い</u> ●<u>危険な場所から全員避難</u> ・<u>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> 													
種 類	立退き避難が必要な住民に求める行動													
【警戒レベル3】 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>高齢者等避難</u> ・<u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> ・<u>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> ・特に、突発性が高く予想が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 													
【警戒レベル4】 <u>避難勧告 避難指示（緊急）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>全員避難</u> ・<u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> 〔<u>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</u> <u>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</u>〕 <p><市から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u> 〔<u>・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</u> <u>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</u>〕 													

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新		旧		備考																												
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>●災害発生又は切迫 ●直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、近隣の堅固な建物へ退避する等、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>【警戒レベル5】 災害発生情報</p>	<p>災害発生 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>(風-59) 災害対策基本法の改正に伴う修正</p>																												
<p>※1 高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人。 ※2 屋内安全確保：上階への垂直避難や高層階に留まること等により、屋内で身の安全を確保すること。</p> <p>注 突発的な災害の場合、避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>(3) 洪水等の避難情報の発令判断基準 避難情報の発令に当たっては、次の内容を判断の基準とするが、河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。</p>		<p>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動注 突発的な災害の場合、避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>(3) 洪水等の避難情報の発令判断基準 避難情報の発令に当たっては、次の内容を判断の基準とするが、河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 種類</th> <th>洪水予報指定河川</th> <th>水位周知河川</th> <th>左記以外の中小河川、内水等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等 避難</td> <td>○ 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が発令された場合。</td> <td>○ 洪水警報が発令された場合。 ○ 避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合。</td> <td>○ 大雨警報（浸水害）及び洪水警報が発令された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示</td> <td>○ 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が発令された場合。 ○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</td> <td>○ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合。</td> <td>○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合</td> </tr> </tbody> </table>		区分 種類	洪水予報指定河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等	【警戒レベル3】 高齢者等 避難	○ 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が発令された場合。	○ 洪水警報が発令された場合。 ○ 避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合。	○ 大雨警報（浸水害）及び洪水警報が発令された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合	【警戒レベル4】 避難指示	○ 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が発令された場合。 ○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。	○ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合。	○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 種類</th> <th>洪水予報指定河川</th> <th>水位周知河川</th> <th>左記以外の中小河川、内水等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>○ 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が発令された場合。</td> <td>○ 洪水警報が発令された場合。 ○ 避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合。</td> <td>○ 大雨警報（浸水害）及び洪水警報が発令された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難勧告</td> <td>○ 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が発令された場合。</td> <td>○ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合。</td> <td>○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>○ 氾濫危険水位を越えた状態で、計画高水位に到達するおそれが高い場合。</td> <td>○ 計画高水位に到達するおそれが高い場合。</td> <td>○ 近隣で浸水が床上に及んでいる場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転を停止、水門を閉鎖した場合。</td> </tr> </tbody> </table>		区分 種類	洪水予報指定河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	○ 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が発令された場合。	○ 洪水警報が発令された場合。 ○ 避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合。	○ 大雨警報（浸水害）及び洪水警報が発令された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合	【警戒レベル4】 避難勧告	○ 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が発令された場合。	○ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合。	○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合	避難指示 (緊急)	○ 氾濫危険水位を越えた状態で、計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 近隣で浸水が床上に及んでいる場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転を停止、水門を閉鎖した場合。	
区分 種類	洪水予報指定河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等																													
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	○ 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が発令された場合。	○ 洪水警報が発令された場合。 ○ 避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合。	○ 大雨警報（浸水害）及び洪水警報が発令された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合																													
【警戒レベル4】 避難指示	○ 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が発令された場合。 ○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。	○ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合。	○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合																													
区分 種類	洪水予報指定河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等																													
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	○ 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が発令された場合。	○ 洪水警報が発令された場合。 ○ 避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合。	○ 大雨警報（浸水害）及び洪水警報が発令された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合																													
【警戒レベル4】 避難勧告	○ 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が発令された場合。	○ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合。	○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合																													
避難指示 (緊急)	○ 氾濫危険水位を越えた状態で、計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 近隣で浸水が床上に及んでいる場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転を停止、水門を閉鎖した場合。																													
				<p>(風-61) 災害対策基本法の改正に伴う修正</p>																												

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考
		○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。				○ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ○ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。		(風-61) 災害対策基本法の改正に伴う修正
	【警戒レベル5】 緊急安全確保	○ 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が発表された場合。 ○ 決壊や越水・溢水が発生した場合。				○ 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が発表された場合。 ○ 決壊や越水・溢水が発生した場合。		
(略)	(略)	(略)		(略)		(略)		
(6) 避難情報の伝達	(略)	(略)		(6) 避難情報の伝達		(略)		
(略)				(略)				
■避難時の伝達事項				■避難時の伝達事項				
○ 避難を要する事由	○ 避難先	○ 避難時の服装, 携行品等	○ 避難情報 の対象区域	○ 避難を要する事由	○ 避難先	○ 避難時の服装, 携行品等	○ 避難勧告・指示 の対象区域	
			○ 避難経路				○ 避難経路	
			○ 避難行動における注意事項				○ 避難行動における注意事項	
(略)				(略)				
(3) 解除				(3) 解除				
本部長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難情報を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。				本部長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難情報を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。				(風-66)
■避難指示等の発令権者及び要件				■避難の勧告・指示等の発令権者及び要件				
	根拠法令	措置	発令権者	発令要件				
災害対策基本法	第56条	警報の伝達及び警告（ 高齢者等避難 ）	市長	災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者(高齢者等)など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき。	根拠法令	措置	発令権者	発令要件
	第60条	避難指示及び緊急安全確保	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	第56条	警報の伝達及び警告（ 避難準備・高齢者等避難開始 ）	市長	災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者(高齢者等)など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき。
			知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	第60条	避難勧告及び避難指示(緊急)・災害発生情報	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。
					第61条	避難指示	警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。市長から要求があったとき。
(略)				(略)				
								組織変更等に伴う修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧			備考																			
第 61 条	避難指示	警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。	第 9 節 生活救援 ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 2 食料の供給</td> <td>1 備蓄食料の活用</td> <td>庁舎・車両班</td> </tr> <tr> <td>2 食料の確保</td> <td>食料物資部, 農政部, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班</u></td> </tr> <tr> <td>3 食料の供給</td> <td>食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班</u></td> </tr> <tr> <td>4 炊き出し</td> <td>食料物資部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 3 生活必需品の供給</td> <td>1 備蓄品の活用</td> <td>庁舎・車両班</td> </tr> <tr> <td>2 生活必需品の確保</td> <td>食料物資部</td> </tr> <tr> <td>3 生活必需品の供給</td> <td>食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班</u></td> </tr> </tbody> </table>			項 目	担 当		第 2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班	2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班</u>	3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班</u>	4 炊き出し	食料物資部	第 3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班	2 生活必需品の確保	食料物資部	3 生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班</u>	(風-74) 組織変更等に伴う修正
項 目	担 当																									
第 2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班																								
	2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班</u>																								
	3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班</u>																								
	4 炊き出し	食料物資部																								
第 3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班																								
	2 生活必需品の確保	食料物資部																								
	3 生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, <u>調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班</u>																								
(略)				(略)			(風-75) 組織変更等に伴う修正																			
第 9 節 生活救援 ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 2 食料の供給</td> <td>1 備蓄食料の活用</td> <td>庁舎・車両班</td> </tr> <tr> <td>2 食料の確保</td> <td>食料物資部, 農政部, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班</td> </tr> <tr> <td>3 食料の供給</td> <td>食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班</td> </tr> <tr> <td>4 炊き出し</td> <td>食料物資部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 3 生活必需品の供給</td> <td>1 備蓄品の活用</td> <td>庁舎・車両班</td> </tr> <tr> <td>2 生活必需品の確保</td> <td>食料物資部</td> </tr> <tr> <td>3 生活必需品の供給</td> <td>食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	担 当			第 2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班	2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班	3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班	4 炊き出し	食料物資部	第 3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班	2 生活必需品の確保	食料物資部	3 生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班	(略)		
項 目	担 当																									
第 2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班																								
	2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班																								
	3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班																								
	4 炊き出し	食料物資部																								
第 3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班																								
	2 生活必需品の確保	食料物資部																								
	3 生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班																								
第 13 節 防疫・清掃 ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 6 動物対策</td> <td>1 放浪動物への対応</td> <td>第 4 保健班</td> </tr> <tr> <td>2 ペット同行避難への対応</td> <td>第 1, 2 避難班</td> </tr> <tr> <td>3 被災動物救護本部の活動</td> <td>第 4 保健班</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	担 当		第 6 動物対策	1 放浪動物への対応	第 4 保健班	2 ペット同行避難への対応	第 1, 2 避難班	3 被災動物救護本部の活動	第 4 保健班	(風-80) 組織変更等に伴う修正												
項 目	担 当																									
第 6 動物対策	1 放浪動物への対応	第 4 保健班																								
	2 ペット同行避難への対応	第 1, 2 避難班																								
	3 被災動物救護本部の活動	第 4 保健班																								
(略)				(略)			(風-80) 組織変更等に伴う修正																			
第 13 節 防疫・清掃 ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 6 動物対策</td> <td>1 放浪動物への対応</td> <td>第 4 保健班</td> </tr> <tr> <td>2 ペット同行避難への対応</td> <td>第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班</td> </tr> <tr> <td>3 被災動物救護本部の活動</td> <td>第 4 保健班</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	担 当			第 6 動物対策	1 放浪動物への対応	第 4 保健班	2 ペット同行避難への対応	第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班	3 被災動物救護本部の活動	第 4 保健班	(略)											
項 目	担 当																									
第 6 動物対策	1 放浪動物への対応	第 4 保健班																								
	2 ペット同行避難への対応	第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班																								
	3 被災動物救護本部の活動	第 4 保健班																								
(略)				第 6 動物対策 第 4 保健班は、平常時と同様に飼い主が不明なペットを旭川市動物愛護センターあにまあるに収容する。 また、避難者がペットを同行して避難した場合、 <u>第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2,</u>			(略)																			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																		
<p>(略)</p> <p>第22節 火山災害対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 情報の収集・伝達</p> <hr/> <p>1 火山情報の収集</p> <p>(略)</p> <p>■気象庁が発表する火山に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="181 594 1288 1381"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報(火口周辺)・噴火警報(居住地)</td> <td>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表。 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地)」, 火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表。 「噴火警報(居住地)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表。</td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合には、火山の状況に関する解説情報(臨時)を発表。また、現状、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合等には、「火山の状況に関する解説情報」を発表。</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに発表。</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	概要	噴火警報(火口周辺)・噴火警報(居住地)	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表。 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地)」, 火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表。 「噴火警報(居住地)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表。	火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合には、火山の状況に関する解説情報(臨時)を発表。また、現状、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合等には、「火山の状況に関する解説情報」を発表。	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに発表。	<p>第1 情報の収集・伝達</p> <hr/> <p>1 火山情報の収集</p> <p>(略)</p> <p>■気象庁が発表する火山に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="1418 422 2525 1199"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 火口周辺警報 噴火予報</td> <td>噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。また、噴火警報を解除する場合等には火口周辺警報、噴火予報が発表される。噴火警戒レベルが運用されている火山では、各火山防災協議会で合意された避難計画の避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁が噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。</td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて解説情報が発表される。</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等を発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	概要	噴火警報 火口周辺警報 噴火予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。また、噴火警報を解除する場合等には火口周辺警報、噴火予報が発表される。噴火警戒レベルが運用されている火山では、各火山防災協議会で合意された避難計画の避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁が噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて解説情報が発表される。	噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等を発表する。	<p>(風-89) 追加</p>
情報名	概要																			
噴火警報(火口周辺)・噴火警報(居住地)	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表。 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地)」, 火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表。 「噴火警報(居住地)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。																			
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表。																			
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合には、火山の状況に関する解説情報(臨時)を発表。また、現状、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合等には、「火山の状況に関する解説情報」を発表。																			
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに発表。																			
情報名	概要																			
噴火警報 火口周辺警報 噴火予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。また、噴火警報を解除する場合等には火口周辺警報、噴火予報が発表される。噴火警戒レベルが運用されている火山では、各火山防災協議会で合意された避難計画の避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁が噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。																			
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて解説情報が発表される。																			
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等を発表する。																			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新		旧		備考
降灰予報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰予報（定時） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ○ 降灰予報（速報） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ○ 降灰予報（詳細） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より制度の高い降灰予測計算を行って発表。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。 	降灰予報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰予報（定時） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い火山に対して、噴火の発生に関わらず一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ○ 降灰予報（速報） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて、事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ○ 降灰予報（詳細） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。 ○ 降灰量の表現 <ul style="list-style-type: none"> 降灰量を降灰の厚さによって「多量（1mm以上）」「やや多量（0.1mm以上1mm未満）」「少量（0.1mm未満）」の3階級に区分する。 	(事-1)
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。	火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。	追加
月間火山概況	前月1か月間の火山活動の状況等を取りまとめた資料。毎月上旬に全国版と各地方版を発表。	週間火山概況 月間火山概況	過去の火山活動の状況を取りまとめ、1週間ごと又は1ヶ月ごとに発表する。	

■降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ 路面	視界	人		道路
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性のぜんそくや慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm以上 1mm未満	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある	稲などの農作物が収穫できなくなった り、鉄道のポイント故障等

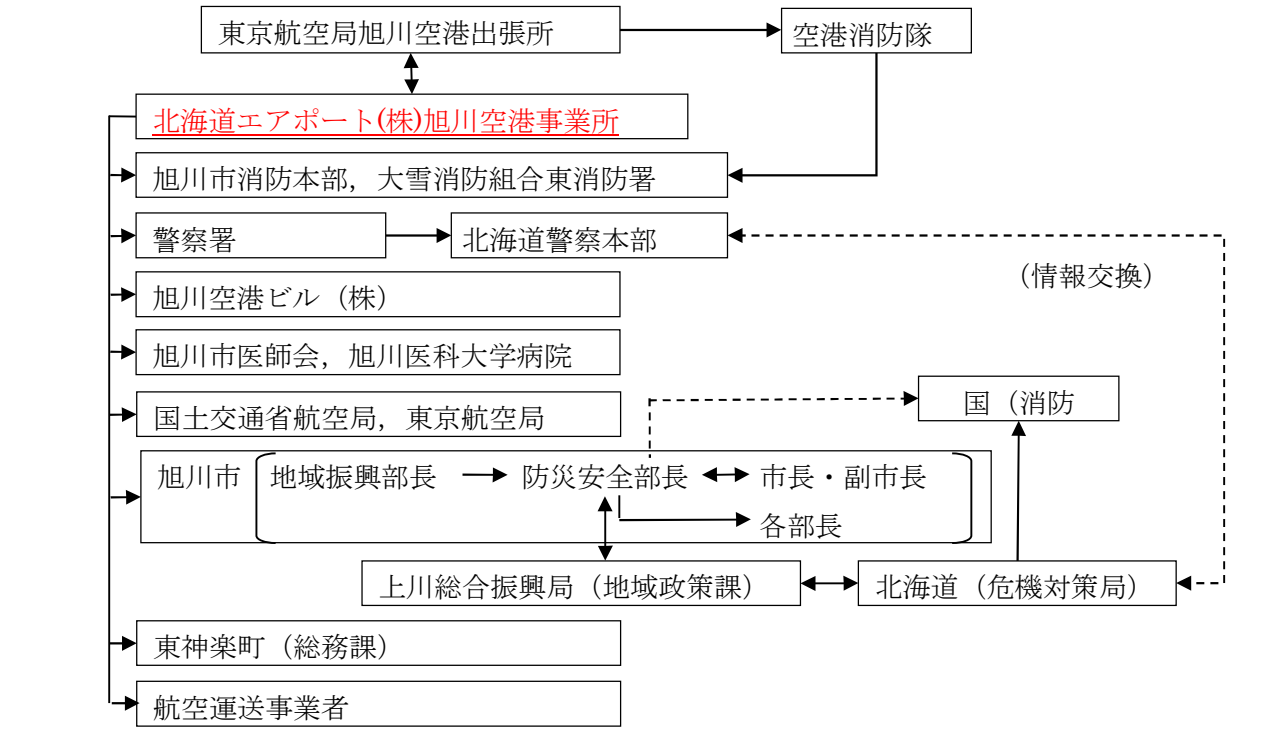
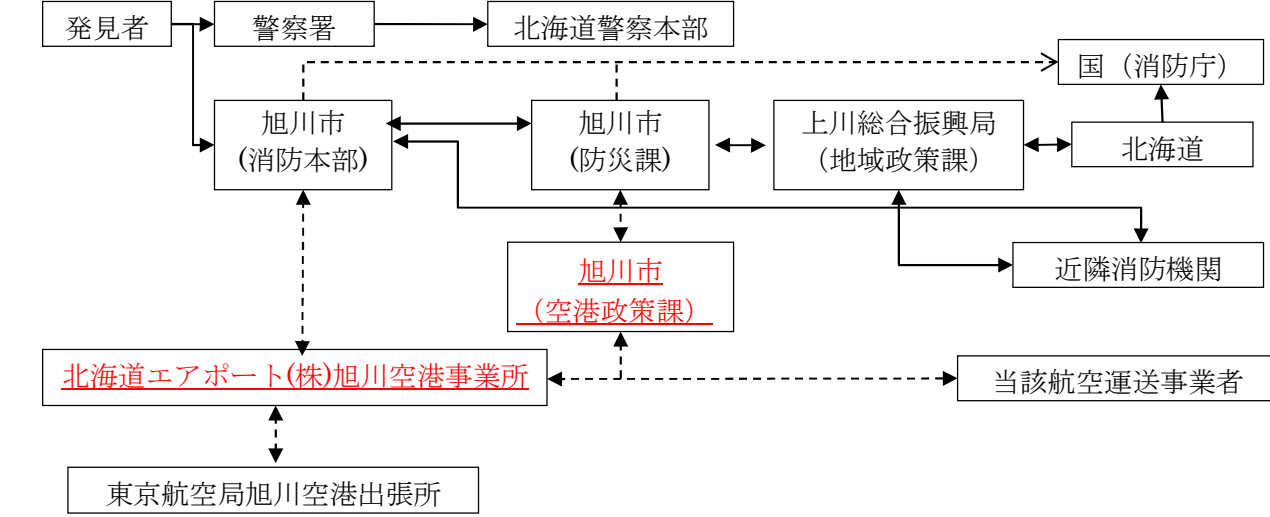
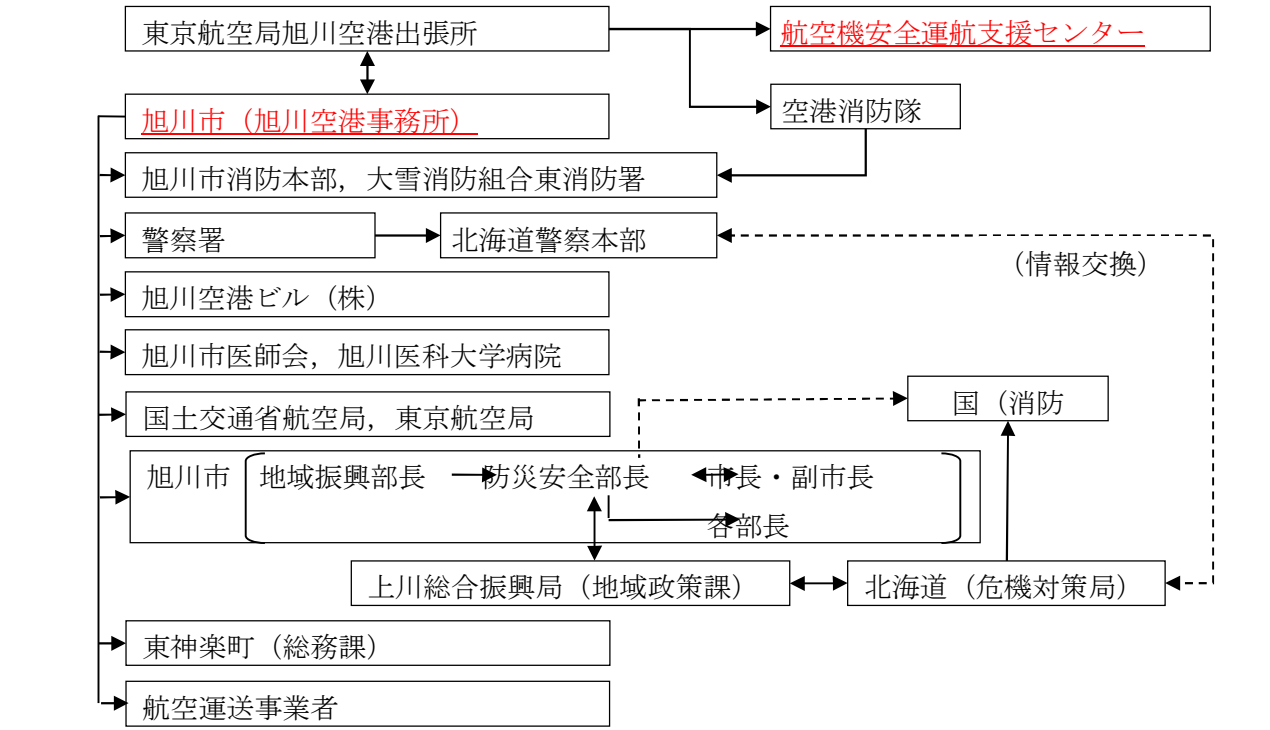
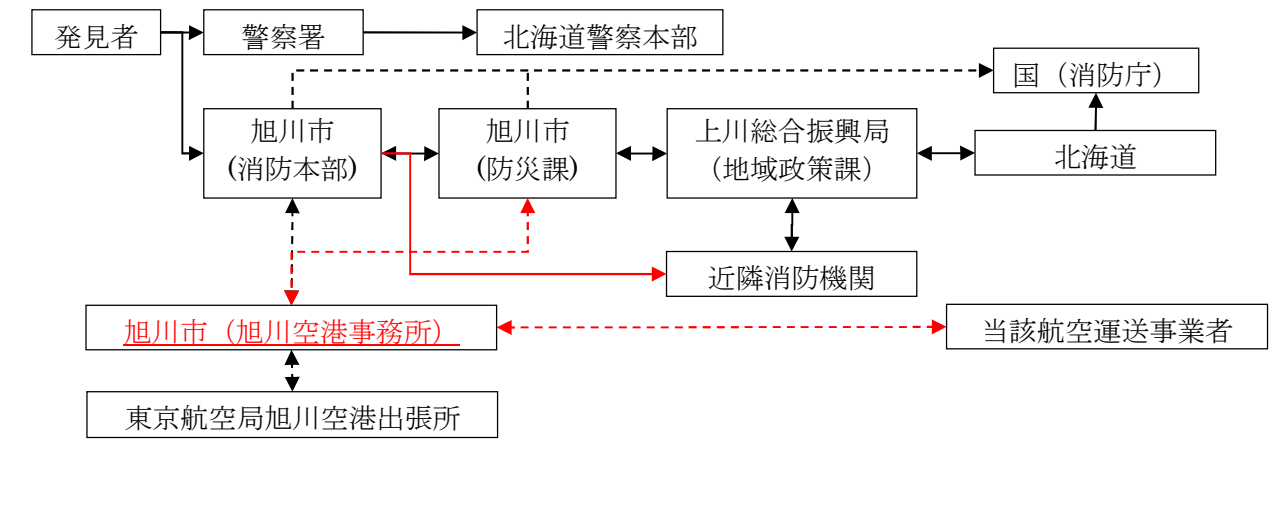
(事-4)

組織変更等に伴う修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧		備考
	【注意】				道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mm)で鹿児島市は除灰作業を開始	により運転見合わせのおそれがある		
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※		
(略)						(略)		
事故災害対策編 第1節 事故災害に対する体制						事故災害対策編 第1節 事故災害に対する体制		
(略)						(略)		
第1 基本方針						第1 基本方針		
(略)						(略)		
<p>■大規模事故の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 航空機の墜落・炎上等の事故 <input type="radio"/> 鉄道事故 <input type="radio"/> 道路災害 <input type="radio"/> 危険物の漏出, 爆発, 炎上 <input type="radio"/> 大規模な火災 <input type="radio"/> 林野火災 <input checked="" type="radio"/> 大規模な停電 						<p>■大規模事故の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 航空機の墜落・炎上等の事故 <input type="radio"/> 鉄道事故 <input type="radio"/> 道路災害 <input type="radio"/> 危険物の漏出, 爆発, 炎上 <input type="radio"/> 大規模な火災 <input type="radio"/> 林野火災 		(事-5)
(略)						(略)		組織変更等に伴う修正
第2節 航空災害対策						第2節 航空災害対策		
(略)						(略)		
第2 災害予防計画						第2 災害予防計画		
(略)						(略)		
<p>2 協力, 応援体制の整備</p> <p>航空災害に関しては, 市だけで対応することは難しく, 道, 北海道エアポート株式会社旭川空港事業所, 旭川空港ビル株式会社, 航空会社, 関係機関等との連携が不可欠であるため, 災害時に迅速に対応できる協力・応援体制を整備する。</p>						<p>2 協力, 応援体制の整備</p> <p>航空災害に関しては, 市だけで対応することは難しく, 道, 旭川空港ビル株式会社, 航空会社, 関係機関等との連携が不可欠であるため, 災害時に迅速に対応できる協力・応援体制を整備する</p>		
<p>3 訓練の実施</p> <p>北海道エアポート株式会社旭川空港事業所は, 「旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき, 旭川市消防本部及び大雪消防組合と連携し, 緊急事態における消火及び救難活動を円滑に行うため, 総合訓練を定期的実施する。</p> <p>また, 「旭川空港医療救護活動に関する協定書」に基づき, 北海道エアポート株式会社旭川空港事業所は, 旭川市医師会と連携し, 消火救難訓練を実施する。</p>						<p>3 訓練の実施</p> <p>市は, 「旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき, 大雪消防組合と連携し, 緊急事態における消火及び救難活動を円滑に行うため, 総合訓練を定期的実施する。</p> <p>また, 「旭川空港医療救護活動に関する協定書」に基づき, 市は, 旭川市医師会と連携し, 消火救難訓練を実施する。</p>		
第3 災害応急対策計画						第3 災害応急対策計画		
(略)						(略)		
<p>2 情報収集・伝達</p> <p>(1) 連絡系統</p>						<p>2 情報収集・伝達</p> <p>(1) 連絡系統</p>		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(略)</p> <p>■連絡系統（旭川空港区域内及びその周辺で発生した場合）</p>  <p>■連絡系統（本市行政区域内で発生した場合）</p>  <p>(略)</p> <p>4 災害広報、情報提供</p> <p>(1) 市民等への広報</p> <p><u>市又は北海道エアポート株式会社旭川空港事業所</u>は、市民、旅客等に対し、事故発生状況や地域への影響等について、報道機関を通じ、又はSNS、広報車等にて広報を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災者の家族等への情報提供</p> <p><u>市又は北海道エアポート株式会社旭川空港事業所</u>は、被災者の家族等からの<u>問合せ</u>に対応する体制を整え、次の事項について、適切に提供する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>■連絡系統（旭川空港区域内及びその周辺で発生した場合）</p>  <p>■連絡系統（本市行政区域内で発生した場合）</p>  <p>(略)</p> <p>4 災害広報、情報提供</p> <p>(1) 市民等への広報</p> <p><u>市</u>は、市民、旅客等に対し、事故発生状況や地域への影響等について、報道機関を通じ、又はSNS、広報車等にて広報を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災者の家族等への情報提供</p> <p><u>市</u>は、被災者の家族等からの問い合わせに対応する体制を整え、次の事項について、適切に提供する。</p> <p>(略)</p>	<p>(事-6)</p> <p>組織変更等に伴う修正</p> <p>(事-7)</p> <p>組織変更等に伴う修正</p> <p>(事-18)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う追加</p> <p>(事-29)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>8 医療救護活動 <u>市又は北海道エアポート株式会社旭川空港事業所</u>は、旭川市医師会等と連携して救護所を設置し、救出現場から救護所まで負傷者を搬送し、トリアージ及び応急処置を行う。医療施設への搬送が必要な場合、道等と連携し、救急車又はヘリコプターで搬送する。</p> <p>9 遺体の収容等 <u>市又は北海道エアポート株式会社旭川空港事業所</u>は、東神楽町と連携し、被災地付近の公共施設等に遺体安置所を開設する。 また、事故機内等で発見した遺体を遺体安置所に収容し、警察による検視及び医師による検案を行い、身元確認と身元引受け者の発見に努める。</p> <p>(略)</p> <p>【参考】 旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定</p> <p>(略)</p> <p>第5節 危険物等災害対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害予防計画</p>	<p>8 医療救護活動 <u>市</u>は、旭川市医師会等と連携して救護所を設置し、救出現場から救護所まで負傷者を搬送し、トリアージ及び応急処置を行う。医療施設への搬送が必要な場合、道等と連携し、救急車又はヘリコプターで搬送する。</p> <p>9 遺体の収容等 <u>市</u>は、東神楽町と連携し、被災地付近の公共施設等に遺体安置所を開設する。</p> <p>また、事故機内等で発見した遺体を遺体安置所に収容し、警察による検視及び医師による検案を行い、身元確認と身元引受け者の発見に努める。</p> <p>(略)</p> <p>【参考】 旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定 <u>旭川空港医療救護活動に関する協定書</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 危険物等災害対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害予防計画</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>(事-31)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>3 事業者による対策 <u>危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者がとるべき対応は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 大規模停電災害対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 予防対策計画</p>	<p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 大規模停電災害対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 予防対策計画</p>	<p>(事-32)</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施する。</p> <p>1 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社 (1) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって<u>両社一体となり</u>災害予防措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施する。</p> <p>1 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社 (1) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>2 関係機関</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するように努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(4) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社 ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって<u>両社一体となって</u>災害応急対策を講ずる。 イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織を設置して非常災害対策活動を実施する。 ウ 大規模な災害が発生し、北海道電力株式会社<u>及び</u>北海道電力ネットワーク株式会社<u>のみ</u>で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。</p> <p>(略)</p> <p>8 応急電力対策</p> <p>(1) 緊急的な電力供給 <u>北海道電力ネットワーク株式会社は</u>、道や市町村等と優先度を協議の上、関係機関、<u>医療機関</u>、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2 関係機関</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(4) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社 ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずる。 イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織を設置して非常災害対策活動を実施する。 ウ 大規模な災害が発生し、北海道電力株式会社、<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。</p> <p>(略)</p> <p>8 応急電力対策</p> <p>(1) 緊急的な電力供給 <u>北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社は</u>、道や市町村等と優先度を協議の上、関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行う。</p> <p>(略)</p>	